

始  
◀

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10cm  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10mm

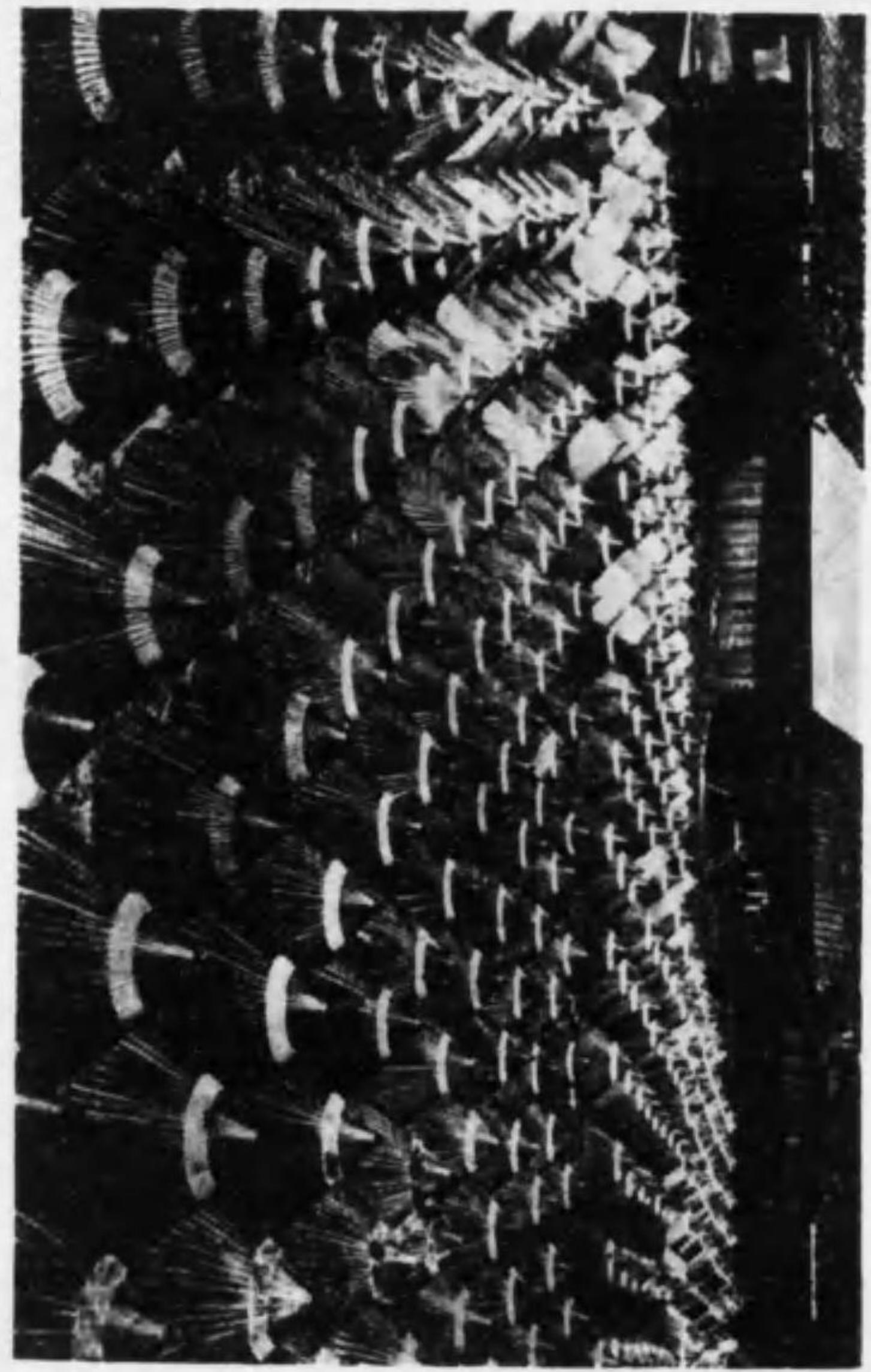
特 246  
435  
十六年八月初版  
十八年四月再版

納本

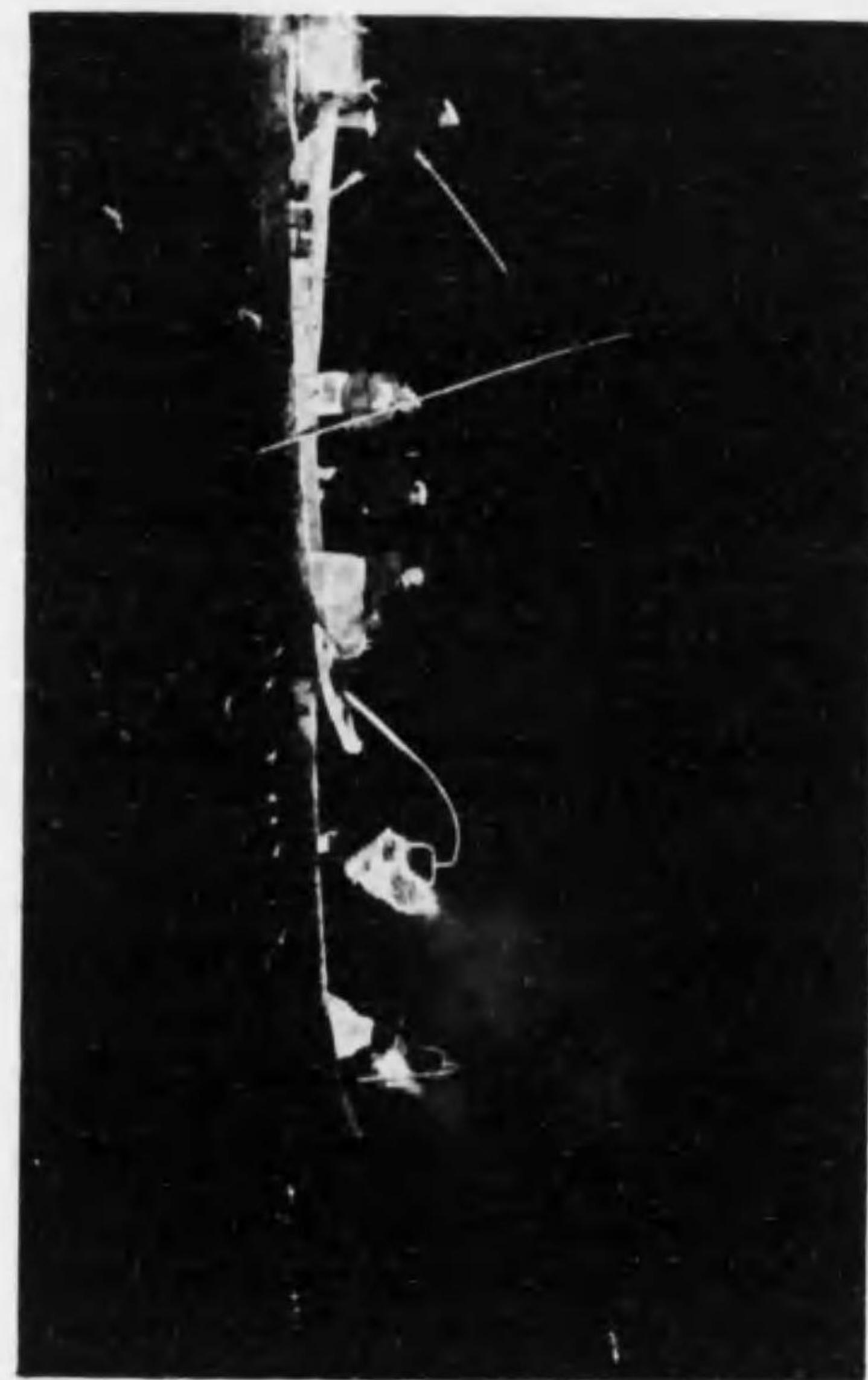
# 岐阜市の産業

岐阜商工會議所

48246  
435

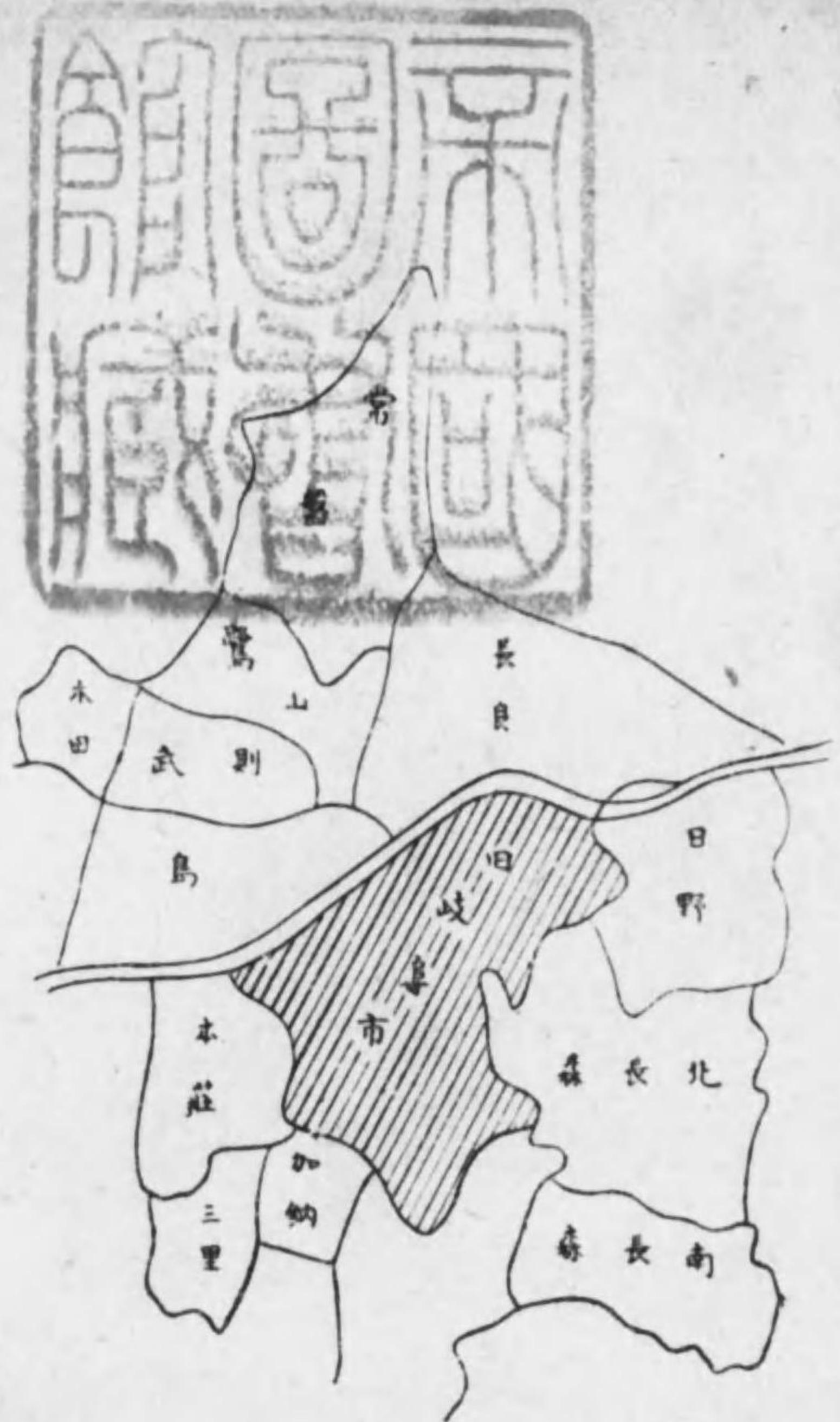


美濃 龍



長良川の鵜飼

市域擴張の趨勢



舊岐阜市		10,00方糸
編入年次	面積	
昭和六年四月一日	方糸 8,708	
昭和七年七月一日	12,122	
昭和九年十二月五日	7,017	
昭和十年六月十五日	5,829	
昭和十五年二月十一日	4,818	
昭和十五年七月一日	17,886	
現 在	66,380	



## 目 次

一、岐阜市の全貌	一
二、岐阜市を中心とする交通機關	二
三、産業の現況	四
一、概況	四
二、特産品	九
三、會社の現況	三
四、金融界の現況	三
五、商工業組合の現況	三
六、岐阜商工會議所の現況	一
四、觀光施設	四
一、長良川の鵜飼	三九
二、岐阜市の名所舊蹟	三九
三、岐阜市の觀光諸團體	三七

# 岐阜市の産業

## 一、岐阜市の全貌

世界の奇觀である「長良川の鵜飼」を以て世に知られてゐる我が岐阜市は濃尾平野の北端に位し、岐阜縣第一の都會であり、縣廳の所在地であると共に本邦中部日本に於ける名古屋市に次ぐ産業都市である。市の面積は東西一〇・四秆、南北九・五秆六六・三八方秆に及び昭和十五年七月一日現在戸數三四、九五〇戸、人口一八三、二七八人である之を市政施行の明治二十二年七月一日の現勢、面積一〇方秆、戸數五、一五〇戸、人口一五、七五〇人に比較すると、五十年即ち僅か半世紀の間に、面積に於て六・六倍、戸數に於て六・八倍、人口に於て七・一倍と云ふ實に驚異的な激増を見て居る、即ち次に示す表に依つても其の發展率の物凄さを證據立てることが出來よう。

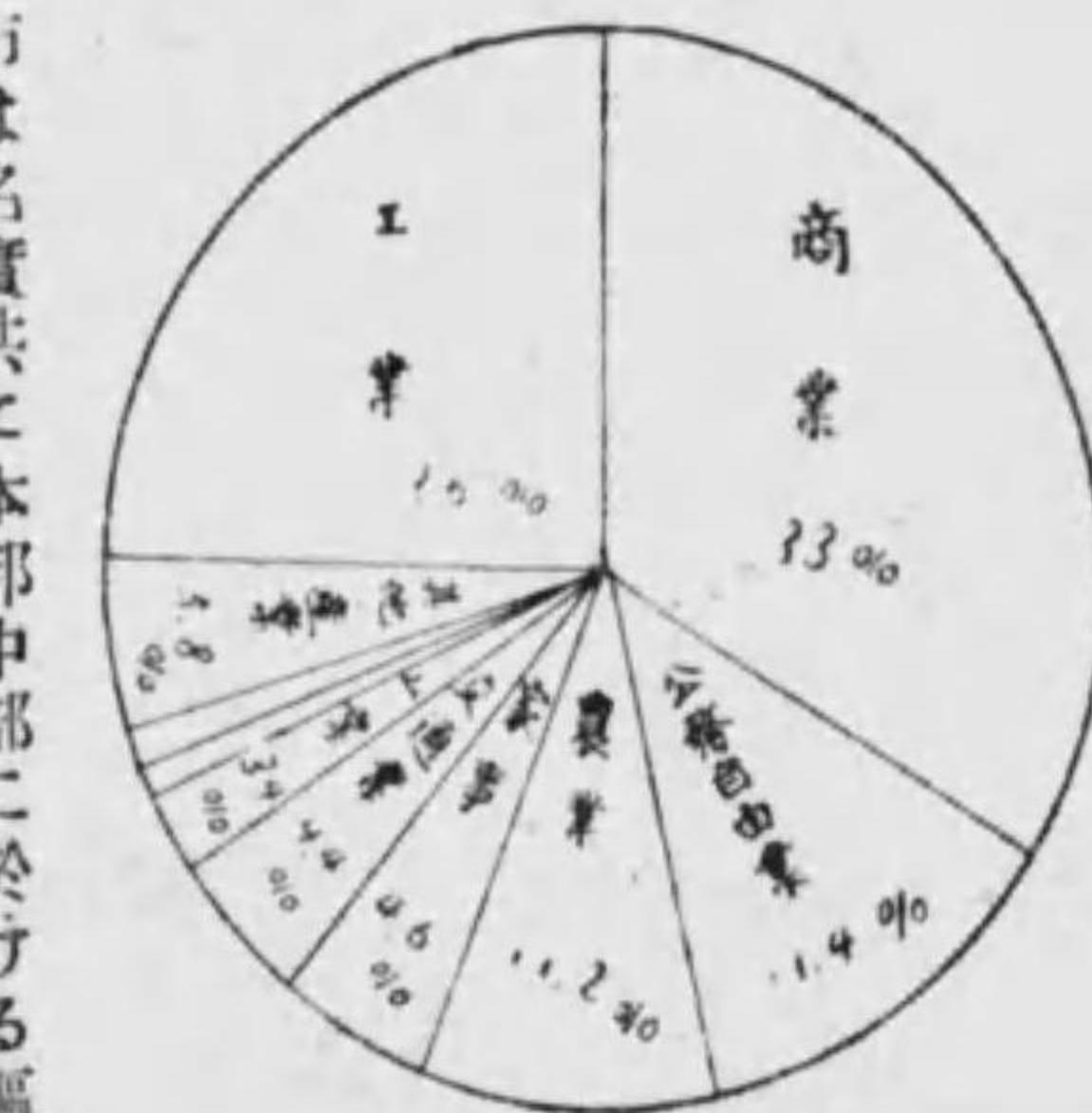
市政施行以來の戸口增加表

年 次	戸 数	人口	人口指數
明治二十二年	五、一五〇	一〇	一〇
同 二十八年	六、四九五	三五、七五〇	三五、七五〇
同 三十三年	六、六三四	三一、八一九	三一、八一九
同 三八年	八、〇八〇	三七、〇七七	三七、〇七七
同 四十三年	九、五六一	三九、四一五	三九、四一五
大正四年	一一、三九一	四一、五六六	四一、五六六
同 九年	一二、三九一	五六、九三三	五六、九三三
同 十四年	一三、八二三	六三、二〇九	六三、二〇九
昭和五年	一六、三九六	二〇、二〇一	二〇、二〇一
同 十年	一八、九九六	二八、〇六八	二八、〇六八
同 十五年	二五、九四一	三八、四六八	三八、四六八
	三四、九五〇	一八三、二六六	一八三、二六六

次に職業別戸口の分布状態を觀るに次の通りである。

(昭和十四年十二月末日現在)

戸口 百分比	種別									事 業 計
	農業	水産業	礦業	工業	商業	交通業	公務業	自家業	其ノ他	
戸 口 三、九〇二 二二二	三、〇〇九	一、三〇	二元	九〇四四	二、五七	一、五四	三、九六六	一、五八四	二、〇〇八	三、八四〇
人 口 〇・一 〇・〇九	一、五	五、四三四	五七三五八	七、五七〇	一九、二二四	七、四五八	九、六九六	一、一八〇	五、五〇六	一八〇、六八一
百分比 二六〇 四四 四六	三、一〇	二一	七、五五〇	一、一四	七、四五八	九、六九六	一、一八〇	三、八四〇	三、四、八四〇	一〇〇、〇
百分比 五八 三、四	一、一〇	五、四三四	五七三五八	七、五七〇	一九、二二四	七、四五八	九、六九六	一、一八〇	五、五〇六	一八〇、六八一



明治二十二年七月一日市政施行當時の戸數五千百五十、人口二萬五千七百五十の小邑であつたが、偶々同二十四年

十月濃尾大震災の厄に遭つて、多數家屋の倒壊を見、加ふるに祝融猛威を振つて、元岐阜町の大半が烏有に歸し大慘

状を極めた、併し復興意識に燃えた岐阜市民は、忽ちにして復舊を見た文ではなく、越えて同三十四年四月上加納村

全部を合併し、降つて昭和六年四月本莊日野の兩村を、翌七年七月には長良村、同九年十二月には島村、同十年六月には三里、鷺山の兩村を、近く同十五年二月加納、則武の兩町村を、同年七月更に木田、常盤、南、北長森の四村を

逐次合併し、かくて岐阜市は名實共に本邦中部に於ける樞要都市たる地位を占むるに至つたのである。

## 二、岐阜市を中心とする交通機關

岐阜市が今や工業都市として、内容を充實し外觀に一大革新を加へ、市制施行以來五十有二年に急速なる大發展を遂げたのは、交通機關の完備に負ふ所頗る大なるものがある。東海道線は市制施行前の明治二十年一月早くも開通を

見、加納驛と稱へたが、翌二十一年三月には神田町八丁目に移轉して岐阜驛と改稱し、同三十七年には複線の完成を見、越えて大正二年七月には現驛舎に移り今日に至つたもので、岐阜市の發展に正比例して、乗降客は月を逐ふて増加し、貨物集散は年を重ねるに従つて激増し名鐵管内に於ける屈指の一等驛となつたのである。更に表日本の東海道線と裏日本の北陸線とを連絡する高山線は、岐阜驛を起點として大正九年十一月其の一部の開通を見、爾來年々延長して昭和九年十月之が全通を見るに至り、又高山線美濃太田驛より分岐して、中央線多治見驛に連絡する太多線並に同太田驛より分岐して北陸線福井驛に連絡する越美南線は今や北濃驛まで開通を見るに至り、所謂太平洋と日本海の間に於ける陸上運輸の關門を占め、延いては將來滿洲國との交通及貿易上に多大の貢獻をなすべき様運にある。

更に市内及近郊の電車線は、明治四十四年二月其の一部が開通し、爾來逐年工事を進めて今日の完成を見るに至つたもので、市内線は岐阜驛前より目貫の場所を貫通して長良北町に至り、更に徹明町より分岐して忠節橋に至る西廻

線がある。又郡部線は柳ヶ瀬を起點とし、刀鍛治で名高い關町を経て、美濃紙の本場美濃町に至る美濃町線。新岐阜驛を起點とし、美濃縞の集散地笠松町を経て名古屋に至る名古屋線。同線笠松驛より付ケ鼻鐵道に連絡して大須に至るを得べく。更に市内線十手堂より西する弘法詣での鏡島線忠節驛を起點とし美濃九景の一である北方町糸貫川を梁漁で有名な揖斐町に至る揖斐線。尙同線黒野驛よりは靈經て場西國二十三番の札所である谷汲山華嚴寺行の谷汲鐵道に連絡し。又市内線長良北町よりは螢の名所高富町に至る高富線。長住町よりは各務原を経て日本ラインで名高い犬山町に至る各務ヶ原線等が、何れも岐阜市を中心に関外に向つて恰も放射線状に敷設せられて交連動脈を形成しているのである。

尙近年自動車交通の發達も目覺しく、各方面への定期バスがあり、岐阜市と大垣市とを結ぶ岐垣國道並に、本市より笠松町を経て名古屋市に通ずる岐笠國道も已に完成され、茲に本市の交通網は殆んど整備を見たのである。

然るに輓近經濟再編成に伴ふ各種統制經濟の強化並に生

産力擴充に伴ふ各關係工場の新設、擴張等により、必然的に一般商工業者、労務者の往來愈々繁く且つ貨物の集散益々激増したので、その混雜は特に名情すべからざるものがあり、之が緩和對策の急速なる實施が要望されてゐる。

### 三、產業の現況

#### 一、概況

由來岐阜市は鵜飼に依つて「觀光岐阜」の名を恣にして「產業岐阜」の聲は稍々もすると鵜飼の篝火に消されて其の光を放つことが出來なかつた。併し岐阜の工業は大正時代から年を逐ふて飛躍的發展を遂げたのである。即ち地理的に東京・大阪の中間に位し、中部地方に於ける產業經濟の中心たる名古屋と近接して之との經濟的交流關係最も強く且つ裏日本への基點に立ち、近郊へは市を中心として放射的に鐵道・電鐵網が走り貨物の集散地なる點、及び市内並に近郊一般子女は古來手藝に長じ、且つ忍耐力旺盛にして質實剛健なる氣風に富める點、加ふるに本縣は工業の原動

力たる水力電氣の本邦隨一の供給地なる爲め之が利用の便多く大工場設置に最も適する等、幾多の好條件に恵まれ各種工業、就中纖維、紙製品關係工業は躍進に躍進を續けつゝ來つたのである。又昭和十二年の支那事變發生を契機として金屬工業、機械器具工業、化學工業を含む重工業、軍需工業は更に一段の活況を呈するに至り岐阜市の產業をして輕工業より重工業への轉換期に一線を劃したことは岐阜市產業發達史上特に重大な意義を有つものと言へよう。試みに本市生産部門を數字的に觀るに、事變前と比較し一〇九%の激増振りを示す、以下五ヶ年の經過を表はすと次の通りである。

年次/種別	工業	農產	畜產	林產	水產	礦產	總額	
	四九,五六,五七 昭和十年	八三,五八四 同十一年	四三,六八六 同十二年	八一,西四 同十三年	三二,三三 同十四年	四八,八 同十五年	五二,〇五五,三二五 同十六年	
種別	工業	農業	化學 及電氣 工業	土石 工業	紡 織	製材及 木製品	印刷業 及製本 工業	其他 ノ 合計
生産額	1,046 328,270 82,733,963 3,921,304 5,956,564 813,255 3,339,573 103,904,176							

更に工業の昭和十四年度内譯を見ると左の通りで十三年度に比し、實に七〇・四%の激増である。

翻つて我が岐阜市工業の將來に付考察するに、過去に於ける躍進膨脹振りは前述の如くであるが、その發展過程に於て、他と規を異にするものでもなく、自由主義に基く營利追求、無軌道なる企業慾に依り數字的發展を遂げ來つたに過ぎないものも尠くないのである。昨十五年九月日獨伊三國同盟締結を期に第三國よりの生産資材の輸入激減は當市工業界にも必然的に大影響を來たし、更に本年六月獨ソ

開戦により益々供給困難なるを豫想せざるを得ない状態にある今日、國家の求むる高度の生産能率を目標とし一層適切なる經營の合理化に努力すべきは勿論、我が國經濟再編成の前途に對する適確なる見透しに依り整理合同乃至場合によりては轉業轉職も己むなきを自覺し、敢然と積極的に前進せねばならぬ。

次に商業界の狀況を見るに本市中心として近郊に穀物、

紙製品、傘等の工業地を控ふる關係上、地方商業の中心地として本邦各地及海外との取引が相當行はれてゐる。

抑も本市商業の主體をなすものは大部分中小商業者にして必然的に商人の過剰を來し、而も資本弱小、信用薄弱の爲金融も亦限定さるゝに及んだので、商業組合の結成により、その活路を見出すに至つたが、日支事變勃發以來、物資配給統制並に物價統制は益々擴大強化され、他方生産者團體、消費者團體の配給部門進出と相俟つて産業組合の配給部門への進出は時局に名を藉り從前にも増して甚しく、加ふるに業者自體に於ける配給機構の整備も遅々として進まず政府の政策も亦中小商工業者の維持育成と云ひ或は整理統合と云ひ、その限界が極めて不明瞭な爲業者はその去就に迷ひ、今や本市商業界は一般的低調振りでこれが指導振興には一層積極的具體的考慮が要求される次第である。昭和十四年末現在に於ける本市内に固定營業所を有する物品販賣店舗の概要を見ると次の如くである。

營業所數  
卸業  
二七一戸

從業員數

卸小賣業	四五七戸	一〇、八〇〇戸	一七、二九〇人	一四、六九八人	二、五九二人	二六、九五三、一〇〇圓	一九、〇七四、三四九圓	九、〇六九、六三七圓	一〇、〇〇四、七一二圓	四、二〇〇、九三五圓
小賣業	男	女	資本金	販賣額	卸賣額	小賣額	營業費	卸賣額	小賣額	營業費

右表に依り、直接消費者を對照とする小賣業者數と、本市同年度の全戸數三萬四千八百四十戸との比率を見るに、三戸に付一戸の小賣業者が有ることになり、又小賣業者一戸に對し從業員一・五人、資本金二千三百四十四圓(卸業と合算)、營業費三百八十五圓(同上)、販賣額九千八百圓となり、他の都市に於けると同様如何に本市に於ても中小商業者が過剰であるか窺はれるのである。

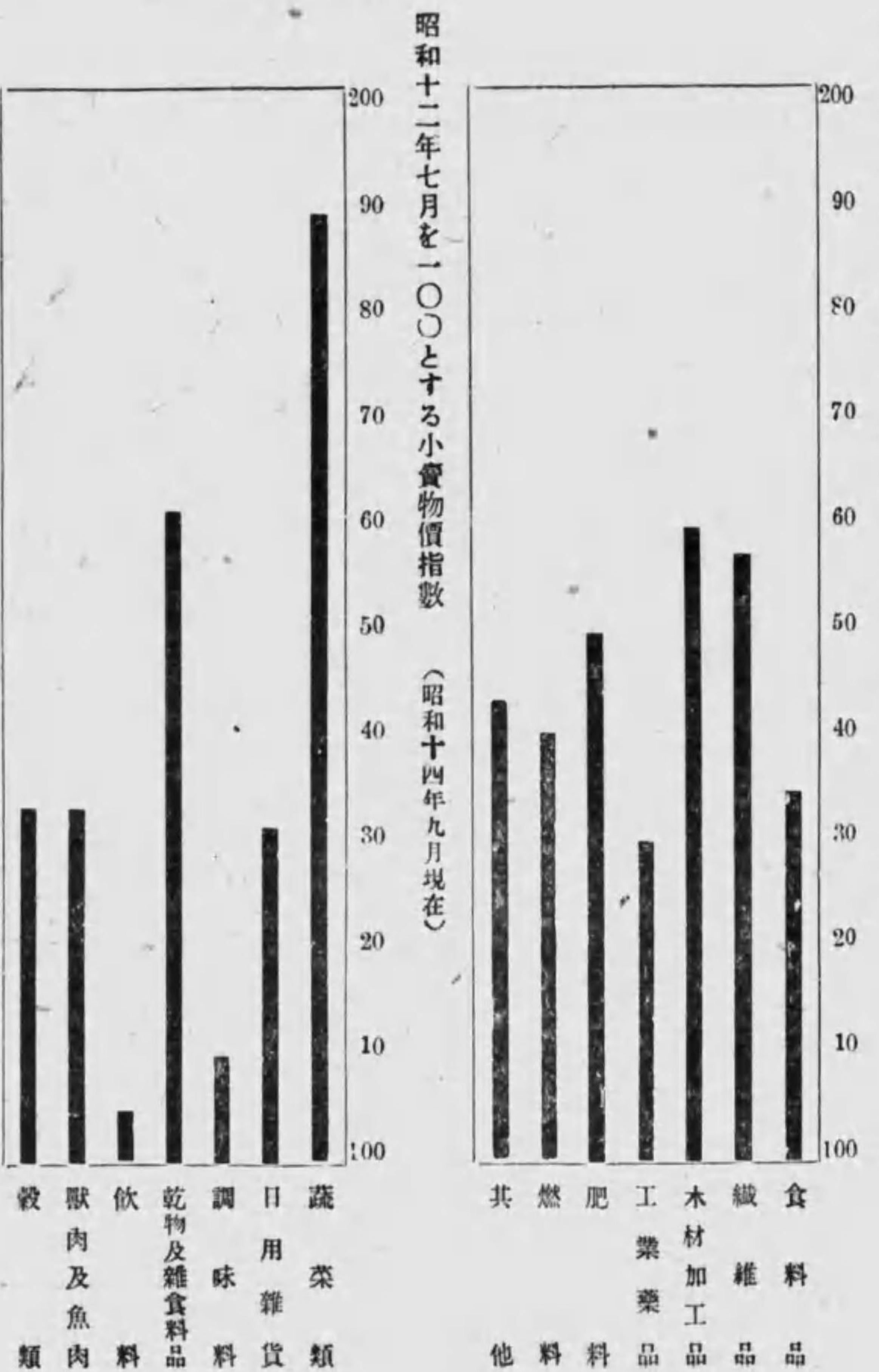
尙、昭和十四年中の貨物出入狀況を岐阜市所在主要倉庫

濃飛美濃倉庫)に付觀ると次の如くである。

前年総額	二三二六五	前年度比%	四、一九三、二三	前年度比%
入庫高	二七二五九	九	一一、三五六、三七	八
出庫高	四六、五二九	二九	一一、五六、六六	六
年末現在	六九、三五	三九	三、九三、六六	三

次に物價の狀況を觀るに歐洲大戰の反動は大正九年來昭和六年迄續き漸落歩調を示し金再禁止、滿洲事變を契機として再び上昇に向つた。昭和十二年七月支那事變の突發に依り急激なる昂騰を來し、政府の物價抑制策に拘らず左表の如き騰貴率を示し特に織物類、木材製品、肥料、蔬菜類乾物及雜食料品等の騰貴率が著しいのは注目に値する。

昭和十二年七月を一〇〇とする卸賣物價指數 (昭和十四年九月現在)



## 二、特産品

本市の産業は之を生産額より觀る時、總生産額一億六百七十五萬圓中、工業部門が一億三百九十萬圓、即ち九十七%強と云ふ斷然たる優勢さである。一億三百九十萬圓の工產品は必ずしも全國主要都市に比較して大を誇るに足るものではないがその本質を觀る時他に誇るものあるを感ずるのである。

本市工產品の主なるものは何れも相當古き沿革と傳統を有し、中小組織の規模に依るもの多く其の何れも技術の優秀と經營の才に優れ、價格低廉なる獨自の特產品の多きことを誇りと爲すのである。以下種類別に本市主要工產品の概要を記すこととする。

## 岐阜縮緬

岐阜縮緬は今を去ること二百三十餘年前の創業に係り、丹後、長濱と共に並び稱せられ本邦三大縮緬として凡く世に知られ岐阜市及其の附近一帯を主產地とし、その產額は

全國中第二位を占め、品質良にして價格低廉なるを以つて特色とし、常に製品の考案、工風、研究に於て斯業に一步を先んじつゝある。製品の主なるものは古濱縮緬、紋縮緬、喜樂縮緬、紹緬縮、紋紹緬縮其の他變織等で、就中紋及紹縮緬の優秀なる技術は全く他の追従を許さないものがあつたが日支事變發生以來公定價格の設定、規格の統一等に影響され此處に本市特產品としての影は薄らぎ來たが校様意匠の特種技能は品質耐久力等に應用され國策產業の名を恥かしめず増え岐阜縮緬の聲價を擧ぐべく努力しつゝある。年產額は約六百三十萬圓である。

## 人絹織物

創業の歴史は他の織物に比して浅いが其の製品についてば技術優秀を以て知られ、累年躍進的増産を重ね來つた。頭初絹織物の代用品として登場した人絹織物も、數年前より棉花の輸入困難となるや綿織物代用品としてスフ織物と共に時代の寵兒となり、多數の製品中殊に人絹縮緬の如きは市場に於ける標準品として其の聲價を擅にしつゝあるも

のである。岐阜市を中心として附近々郊を主産地として、

縮緬壁織、揚柳、平紋、ジョウゼット、其他高級變織等も少くない。

抑も人造絹絲應用織物に對する研究は福井、石川、群馬、栃木の諸地方と共に先鞭を著け就中人絹縮緬にありては本市地方を以つて嚆矢とするのである。昭和五年工業組合を設立し製品の検査を實施し製品の統一を圖ると共に適切なる處置を講じ、是が發達に努めたる爲め、昭和五年に於ては三十萬圓の輸出を見たるに過ぎなかつたが、日支事變前即ち昭和十、十一年に至るや輸出向年產額一千五百萬圓となり本邦有數の生産地となり其の聲價を發揚したのであるが、内需價格の昂騰に刺戟されたる爲と圓ブロック輸出の割當制限實施に起因し、日支事變以來凋落を續け、昨昭和十五年度の生産高は三萬三千四百七十二反その價格三十六萬七千圓に過ぎない状態である。尙藝に設立された輸出人

絹織物工業組合は輸出の不振と原絲統制の進展に即應する

ため、昭和十四年十一月以降天鵝絨、スフ織物、縮緬絹、各工業組合と合併し岐阜縣絹人絹織物工業組合となつた。

## 其他の織物

羽二重、鹽瀬、繪絹、紹、紋紹、斜子、喜樂、壁、続、節絹等生絹の生産盛んで、就中繪絹と鹽瀬は全く本市地方獨特の製品として著名で全國業界を風靡してゐるものであるが、繪絹と統以外の絹織物は總て規格統一され本市近郊を主産地とする。年產額は五百四十萬圓である。柞蠶絲を以て製造される絹紗は大正十三、四年頃の最盛期に於ては優に年產一千二百萬圓の巨額に達し本邦第一の生産地であるが、數年前來柞蠶絲の輸入減と人絹織物の繁榮に依り輸出不振を來し今日に到つたが、今尙福井と共に二大產地を爲すものである。主なる產地は岐阜市並に附近々郊で年產額二百三十萬圓ある。

## 雨傘

普通美濃傘と稱し主産地は岐阜市加納にして本縣工產品中重要の地位を占めてゐる。元來本縣は其の主產要原料で

ある和紙の主産地で、其の需給關係が他の原材料に比し比較的圓滑なると、竹及油も縣内の生産品を用ふることが甚だ多く、且つ生産工程は互に有機的關聯を有する十有餘の分業となり居る爲め、其の能率の昂揚は到底他に見ぬ處である。従つて價格も斷然低廉で然も實用と體裁共に申し分無く廣く需用者の嗜好を満足せしめてゐる。生産額は六百五十六萬三千本、價格七百二十二萬圓で全國の生産額三千萬本の二割二分に當り全國第一位である。

## 岐阜提灯

通金糸縮緬等の織物ミ竹とで、主として家内工業に依つて製造せられ、彩色、模様など精巧で雅味に富み、斷じて他地方製品の追隨を許さぬところである。生産額は十七萬七千本、價格十三萬六千圓である。

本市地方は古來より竹林栽培及縮緬業、製紙業發達し是等を用ひて所謂郷土藝術品を創設するに至り、數年前天然色加工法に成功すると共に形體にも一大改良を加へ圖案模様も近代的明朗なる色調を基礎とした結果婦女子の趣好に合し、一時は國內需要に應するのみならず歐洲、北米、南洋方面等盛に輸出せられたるも日支事變發生以來輸出向に頓に減退し、僅か南洋方面に輸出を見るのみで他は殆んど國內主要都市に移出してゐる状態である。其の材料は普

## 岐阜行燈

本市地方は古來より竹林栽培及縮緬業、製紙業發達し是等を用ひて所謂郷土藝術品を創設するに至り、數年前天然色加工法に成功すると共に形體にも一大改良を加へ圖案模

様も近代的明朗なる色調を基礎とした結果婦女子の趣好

に合し、一時は國內需要に應するのみならず歐洲、北米、

南洋方面等盛に輸出せられたるも日支事變發生以來輸出向

に頓に減退し、僅か南洋方面に輸出を見るのみで他は殆ん

ど國內主要都市に移出してゐる状態である。其の材料は普

一名大内行燈又は鶴銅行燈とも稱し、明治維新後の創製にして其の構造の精巧なると體裁の優雅に富めるとに依り岐阜提灯と並び稱せられ夏の夜の高尚なる照明器具として治く世人に愛用せられてゐる。年産額は十萬圓である。

## 岐 阜 團 扇

古來より岐阜提灯同様岐阜名産として其の名世に知られ明治維新後の改良考案にして、爾來着々技術の改良を加へ其の形狀、體裁の高雅なると價格の低廉にして強靱なるによりて治く賞用せらるゝに至つたのである。其の形體ならず、雁皮張、絹張、漆塗、奉書張等あり、之に透かし入り、密畫等の意匠を加ふ等専ら斬新なる工夫が凝されてゐる。年産額は原材料殊に漆の供給減に制約され二十萬圓に過ぎない。

## 菓 子

本市は古より製菓の業進歩し從つて其の製品には他の企及することの出來ない獨創的特徴を有するものが珍くない

前記會社の拂込資本金及出資額は二千八十九萬一千九十八圓であつて、事變前たる昭和十一年と比較對照するに工業一五一%、運輸業一二二%の各著しき増加に比し商業の四二%減は經濟推移の状勢を如實に物語つてゐる。

左に業種別資本額を擧げて見よう。

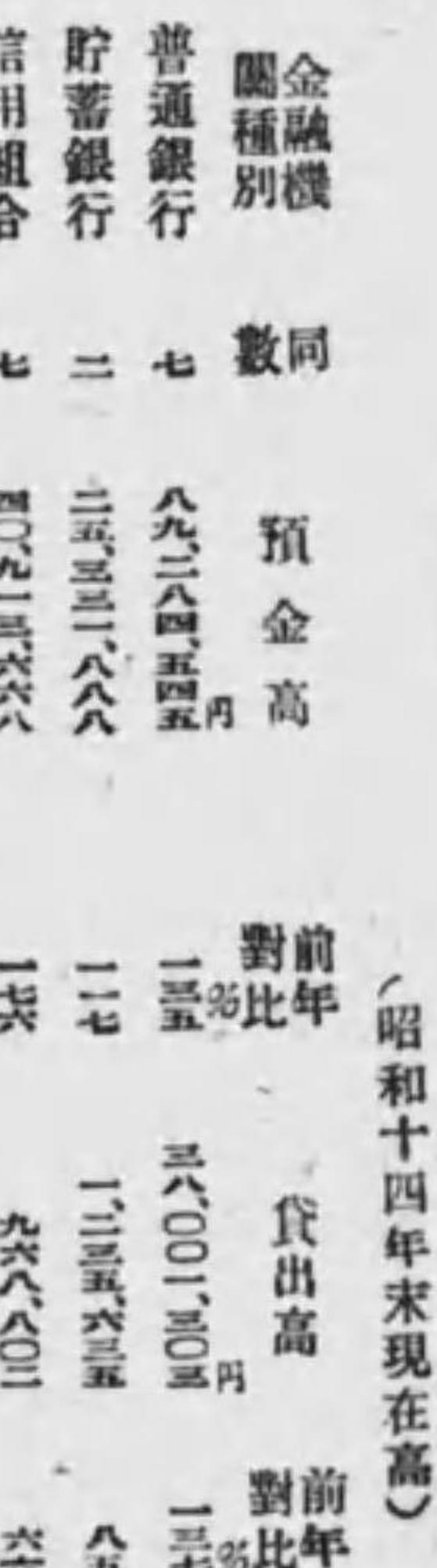
業種別	社數	拂込資本金又ハ出資額			(昭和十四年末現在高)
		金額	割合	昭和十一年トノ比較	
總 數	四七七	二〇八九一〇六八	一〇〇	△印	八九二四、五五
工 業	一三〇	六九〇一、三三	三三	△	二五、三三、八八
商 業	三一	三、四三、七八	九九	△	四〇九二、六六八
運 輸 業	一四	一、五五、五〇	七	△	一七
農 業	二	二四、五〇	一	△	九六、八〇三
計	四七七	二九	二七	一〇〇	一七
昭和十三年	四三三	六六	一一〇	一	一七

就中松風、雪達摩、都鳥、子籠鮎(鮎菓子)、燒點等は其の起源沿革甚だ古く然も品質純良にして形狀は徒らに修飾を加へず、自ら雅致に富むを以て廣く世人の嗜好する所となつたが、近來時局の影響は斯種業界に最も大きく原材料供給の極減に依り生産は頓みに減少し關係業者は半休業の有様で目下餘剰労力を時局產業に振向け所謂半轉業の實施、或は企業合同に依る一部業者の轉業等に依り苦境切抜を考慮されてゐる状態である。

## 三、會社の現況

昭和十四年の會社數四七七、前年度に比し六四、即ち一六%の增加である。これを組織、營業別に觀れば次の通りである。

種 別	總數	株式會社	合資會社	株式合資會社	合名株式會社	
		工 業	商 業	運 輸 業	農 業	
	一三〇	三四一	三一	一四三	二五	一
	一四三	七三	七三	一	二	一
	一三	三三	三三	一	一	一
	一	一	一	一	一	一



## 四、金融界の現況

昭和十二年來岐阜市の金融界は戰時體制への進行に伴ひ生產力擴充、時局産業の勃興が精極化し斯くて資金需要に依る異常なる活況を呈した。その概要は次の如くである。

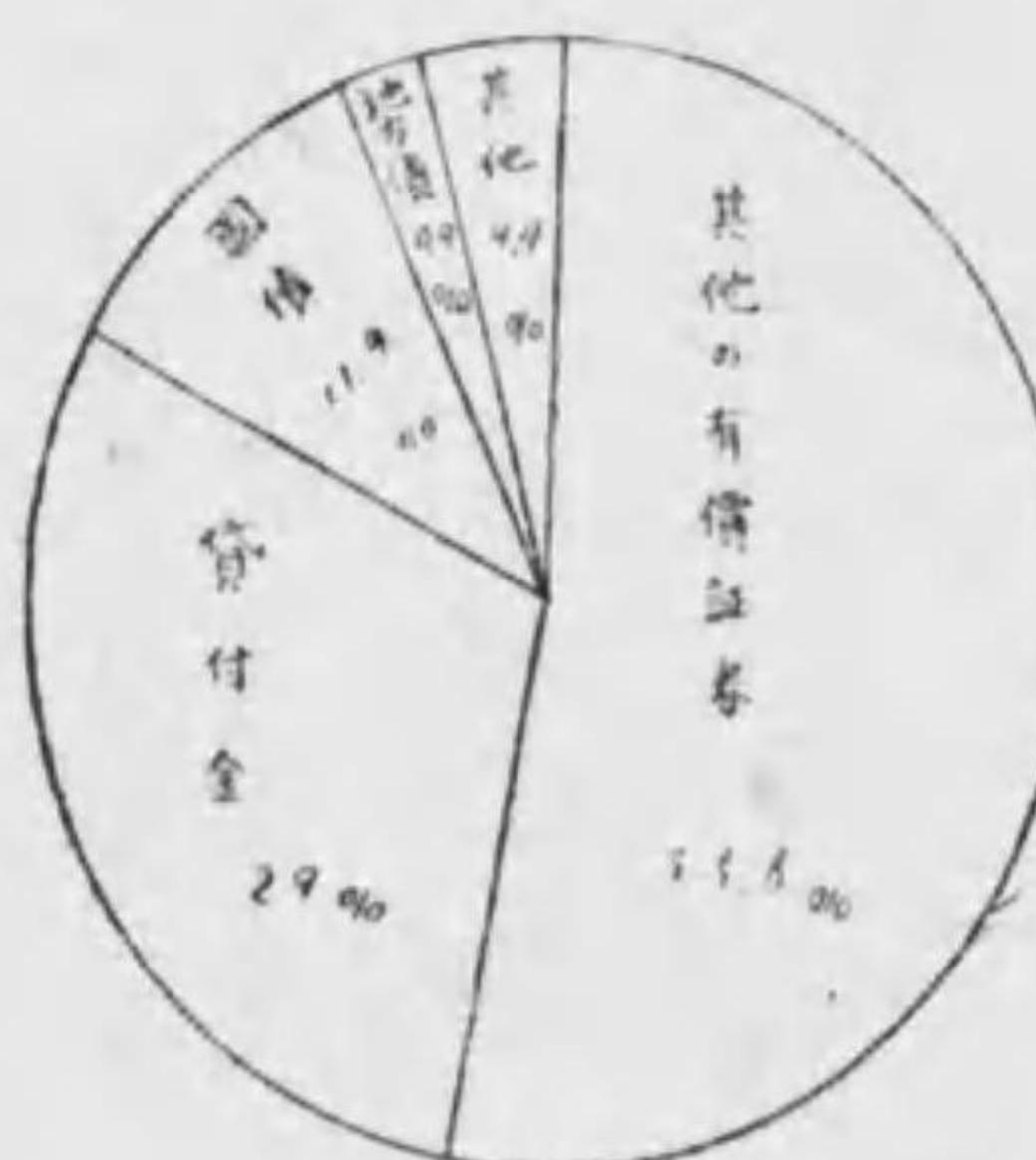
金錢信託を運用別に觀ると、次の圖の如く總額二百七十五萬四千八十五圓の中、有價證券に對する投資が半數以上を占めてゐる。又財產運用の推移を顧みると昭和十二年來金錢信託全般の増加率は低下を示してゐるが、其の率では依然有價證券が高率で他は低率を涉りつゝある。大都市

に於ける有價證券の著しき低下状況と比較して、時流に對する感覺の鋭鈍の差が如實に窺はれる。

### 金錢信託運用別

昭和十五年五月末現在

種別	金額	比率
貸付金	八〇二〇六一円	二九・〇%
國債	三七八一	二九・〇%
地方債	三〇〇〇	〇・九%
其他ノ 有價證券	一、四八二六六	五三・八%
株式	一、三〇六九五	一・〇%
其他	二、七五四・八五	一・〇%
總額	二、七五四・八五	一・〇%



### 郵便貯金取扱狀況

(昭和十四年度末現在)

年 度	預 入			拂 戻 高			年 度 末 現 在
	口 數	金 額	新規預入人員	口 數	金 額	人 員	
昭和十一年	五二八〇一	一〇三四一・〇九円	三二・三八一	二〇四・三〇六	九七八一〇二	一四五・一五五人	一八・五五・六〇四円
同十二年	五六八四三	九六六四〇八一	三二・三五七	一六六・三二九	九二二四二・六六	一五八・四二六	一五・四三〇・一五四円
同十三年	一、二〇一・七二三	一、〇九一・五三一	一〇一・一九三	一九〇・〇三九	九六六五九〇四	二三七・五四	二二・三三二・一五〇円
同十四年	一、四四五・四三四	一、四八六〇一・三九	二〇四・一三九	二一・二一・六七三	云云	二五・五四一・八五九	二五・五四一・八五九円

次に郵便貯金の状況を觀るに、國民の零細なる貯蓄の結晶である郵便貯金は貯蓄獎勵の波に乗つて年々著しい増加の傾向を示してゐるが昭和十四年度中本市内管區局所の取扱高は預入高、口數共に二〇%乃至三〇%の増加率を示し益々國策順應の氣勢が一般に窺はれる。特に昭和十二年度と翌十三年度の比較は預入高の口數に於て、一一・四%、新規預入員数に於て三〇%の飛躍的増加率は注目に値する。

## 五、岐阜市に於ける 商工業組合の現況

岐阜市は本縣經濟、行政の中心地である關係上、縣一圓を地區とする商工業組合は殆んどその事務所を本市に置いてゐるから、本市の商工業組合の現狀は取りも直さず縣下全般の商工業組合の現狀縮圖を見る如くであると言つても決して過言ではなからう。

元來商工業組合は第一次歐洲大戰後の不況時代に具へて中小商工業者の自力更生機關として設置されたのであつたが、事變以來は物資統制の強化、物價統制の進展に伴つてその使命は飛躍的に轉換して、半ば國家的使命を有する生産又は配給統制機關として、而も中小業者に止まらず大工業、大商業者をも商工業組合を通じて統制を加へらるゝこととなり商工業組合の使命は益々重大となつたが、同時に商工業組合法は現實と一致しないものとなり之が改正を要望せらるゝに至つたのである。

岐阜市に於ける商工業組合は上記の如く百二十組合の多きに上るが、之等組合の事業實施狀況を見るに、事業が軌道に乗つてゐる組合の多くは、事變前に設立されて基礎強固なものであるか、又は事變後設立されて組合の取扱物資が比較的高度の配給統制を實施せられて配給機構が確立してゐるものである。その他の組合で單なる自己の商權擁護を目指して設立された大部分の組合は組合事業として何等

見るべき事業を行つてゐないか、又は諸種の事情から共同事業を実施しようとしても組合相互間の摩擦若しくは資材統制關係で縛られ本格的事業を爲し得ないために、唯申譯的に統制事業等をやつてゐるに過ぎぬものが多い。即ち之等の組合は物資配給統制と何等緊密な有機的連絡又は客觀的見透しなしに、自然發生的に設立されたことを物語るものであると共に過去に於ける組合行政の無統制の缺陷の現はれではあるまいか。

手元に最近の資料がないので本年一月本所で調査したものによると調査組合五十一組合中事業を実施しておるもののは左の如くである。

事業別	商業組合	工業組合	合計
共同仕入事業	二〇	三	二三
共同販賣事業	一〇	六	一六
検査事業	三	二	五
金融事業	二	一	三
保管運搬事業	四	五	九
其他共同施設	五	七	一二

右の表によつても明らかに、配給機關たる商業組合

實用品工業方面は特記すべき事項がない。いづれにしても之等商工業組合を通じての共通現象は、取扱商品の配給統制化につれて統制關係経費が著しく増大したに反し、公定價格の決定により一般に利潤率が低下して組合員個人の手持が著しく減少しておることである。かくて今後に於ける配給系統の單純化と統制手數料等の輕減が要望される所以である。

最後に時局下中小商工業再編成に直接的關聯ある企業合同の狀況について一瞥しよう。工業方面では既に實施中のものは織維關係の紡人紡工業組合・清涼飲料水工業組合、瓦工業組合であり、近く實施せんとするものに金屬機械、莫人小各工業組合等がある。商業方面では任意組合又は株式會社有限會社等の形態による企業合同が多い。

斯くて實際に合同せるものは意外に少いのは、一つには政府の中小商工業整備方針が不明確であつた爲業者がその去就に迷つたのと、一つには一般豫想に反し中小商工業の

の事業の中心は取扱商品の共同仕入乃至配給にあり、生産者團體たる工業組合事業の中心は、原材料の共同仕入、製品検査、共同作業場等にあることを示してゐる。次に經營概況を見ると、商業組合では一般民需品の生産が極度に抑制されたので、手持商品は減少したのに反し購買力は益々旺盛であるため賣上高は増加せるも商品仕入難に等しく悩んでゐる状況である。卸・小賣共に、之に對處するためと且は商品の横流れ傾向を是正するため個人經營よりは共同仕入乃至共同販賣を要望する聲が相當に強く、近く實施される生活必需品配給機構整備並に商業報國運動等の徹底と相俟つて既設商業組合はその面目を一新する日も遠くなないと信ずる。

工業組合の經營概況は一般に原材料の重點主義配給によつて中小工業の原材料拂底は甚しく、殊に金屬機械部門では著しいものがあり、輸出品關係、國內高級品關係工業も亦打撃尠くないので、生産性の昂揚及び經營合理化による高能率を目指す企業合同乃至整備統合が漸く業者の眞剣な關心事となるに至つた。軍需下請關係工業、木工業、下級問題となるであらう。

景況が良対であつた爲め現状維持の日和見的氣分から脱しきれず從つて經濟再編成に對する認識が徹底してゐなかつたことにもよると思はれる。然し緊迫せる最近の諸状勢から國內整備は急角度に進展しなければならぬから、企業合同又は之と關聯する轉失業問題は愈々中小業者の切實した問題となるであらう。

## 岐阜市ニ於ケル 企業合同狀況

(昭和十六年六月末調)

### 一、米穀小賣商ノ企業合同

- 1、名稱 岐阜穀物共同配給組合
  - 2、實施期日 昭和十五年十二月十四日
  - 3、合同實施ノ理由
- 米穀配給統制強化並ニ切符制實施ニ依リ合同ノ必要ヲ痛

感シタルニ由ル

4、組織

任意組合ノ形態ニ依リ岐阜穀物商業組合員中ヨリ結成セリ(他ニ任意組合一ヲ結成セリ)

共同配給所 三十二箇所  
共同加工所 三十四箇所

精米能力(一日) 八百俵  
使用電力 八七馬力

5、參加人員

服務員數 一六二名

(服務セサル者三十二名ハ各自ニ精麥・賃搗ニ從事) 合計一九四名

6、從業員

合同前約二〇〇名  
右ノ中合同後ノ組合ニ使用セル者約四〇名

他ハ組合トシテハ轉業斡旋ハセサルモ各自軍需工業方面ニ大部分轉業セリ

轉業ニ際シテハ轉業手當(左ノ比率ニ依ル)ヲ支給ス

種別 店員(月給程度) 從業員(日給程度)	勤続年數		
	五年以下	十年以下	十五年以下 二十年以上
三圓以下	三圓以下	七五圓以下	一百圓以下
二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下
五〇圓以下	七五圓以下	一百圓以下	一百五十圓以下

7、消費者トノ關係ニ於ケル店舗ノ位置並精米能力等ヲ考慮シ夫々組合員個人商店ヲ共同配給所又ハ共同加工所ニ指定之ニ對シ借入料金ヲ組合ヨリ支拂ヒ居レリ(但シ共同加工所ハ商業組合ニ於テ目下一箇所「精米能力一日千五百俵」ヲ設置シ他ハ全部整理ノ豫定ナリ)

8、出資方法

一口 貳拾圓(第一回半額拂込)  
口數 二一〇二六口

總額 貳拾壹萬貳百六拾圓

組合員ノ出資引受口數ハ組合員ノ實績一月一俵ニ付一口ノ割合ヲ以テ決定ス(配給實績査定委員會)

配給實績ノ算出方法(比率)

實績 七〇% (昭和十五年十月二十日現在) 最高四〇〇俵  
同業組合賦課金 一二〇%  
穀物小賣營業稅 一〇%

實績四〇〇俵以上ヲ超ユルモノハ超過分一俵ニ付五圓ノ割合ヲ以テ超過實績ヲ組合ニ提供シ組合所有實績ハ平均以下ノ實績ヲ有スル組合員ニ一俵七圓ノ割合ヲ以テ平均點ニ達スル迄譲渡ス

平均點ヲ超ユル實績所有者ハソノ超過實績ノ中左ノ比率ニヨリ組合ニ無償提供ス

超過實績五〇俵以下ハ其ノ五分

同 五〇俵一一〇俵 七分五厘

同 一〇〇俵一一五〇俵 一割

同 一五〇俵一一二〇〇俵 一割二分五厘

同 二〇〇俵一二五〇俵 一割五分

同 二五〇俵一三〇〇俵 一割七分五厘

同 三〇〇俵以上 二割

(イ) 實績補償  
左ノ比率ニ依リ實績一俵ニ付六拾錢以内ヲ支給ス  
一〇〇俵迄 一〇〇%

一〇〇俵ヲ超ユル五〇俵ニ對シ 九五%

(ロ) 實績補償  
實績補償・精米休止補償・廢業手當・給與  
シ廢業シタル者ニ對シ實績一俵ニ付左ノ累進率ヲ以テ算出シタル廢業手當ヲ支給ス

同 三〇〇俵迄 拾圓  
三一俵一 六〇俵 八圓  
六一俵一 八〇俵 七圓  
八一俵一一〇〇俵 六圓

一〇〇俵ヲ超ユルモノ 五圓

2、實施月日 昭和十五年十月以降

(二) 服務員、從業員ノ給料

A 服務員

月給(男子)  
女子 參拾圓以上  
貳拾圓以上

日給(男子)  
女子 豈拾圓以上  
八拾錢以上

B 從業員

月給(男子)  
女子 貳拾圓以上  
拾五圓以上

日給(男子)  
女子 豈拾圓以上  
八拾錢以上

(ホ) 自轉車手當金(配給所ニ於テ使用ノモノニ對シ)

一臺ニ付 月五圓 消却費

10、合同後ノ成績(昭和十六年一月—三月)

第一回決算ニ於テ一八、一六九圓ノ剩餘金ヲ出セリ、消費者トノ關係モ比較的圓満ニ推移セリ

## 二、絹人絹織物工業ノ企業合同

1、名稱 肇阜縣絹人絹織物工業組合

3、業種 絹、人絹織物工業

4、合同實施ノ理由

原絲ノ生産減少ニ依リ織機臺數ニ對スル割當實施セラレ之カ配給圓滑ヲ目的トス

5、組織

工業小組合ノ形式ニ依リ原則トシテ織機小巾一〇〇臺、大巾五十臺(實情ニ依リテ大巾小巾ヲ合計シ一〇〇臺以上)ヲ基準トシ小組合百十八組合ヲ結成ノ豫定ニシテ今日迄ニ認可済ノモノ九四組合ニ達セリ

6、參加人員

總組合員約千五百名ノ中、今日迄ニ小組合ノ形ニヨリ合同セル業者數九二九名、申合組合ニ依ルモノ約三〇〇名(絹關係ハ追而小組合ニ編成替ノ豫定)、未參加二七一名ナリ

7、從業員

當組合ハ大部分家内工業者ニ付職工ノ失業者ハ僅少ノ見込ナルモ各家内ニ於ケル業務ヲ失フ者相當ニ上ル見込ア

11、實施後ノ狀況

系統配給狀況ハ比較的順調ナリ

- 8、店鋪又ハ設備ノ狀況
- 9、出資方法
- 10、配當割及配當方法
- 11、實施後ノ狀況

一工場ノ織機ノ性能ヲ考慮シ將來徐々ニ之カ入替ヲナス豫定ナリ

12、出資方法

- 不同ナルモ大體一口五拾圓乃至百圓ナリ
- 10、配當割及配當方法
- 11、實施後ノ狀況

未タ其ノ點マデ考慮シ居ラス

13、實施後ノ狀況

系統配給狀況ハ比較的順調ナリ

## 三、自動車業ノ企業合同

1、名稱 肇阜自動車運輸商業組合

2、實施月日 昭和十四年九月

3、業種 自動車(乗用、運輸)業

4、合同實施ノ理由

ガソリン消費規正強化並ニタイヤ配給統制ノ結果當局ノ從憑ニヨル

10、配當方法

乗用車營業權一臺五〇〇圓—七〇〇圓、貨物自動車五〇

5、組織

株式會社 六會社 貨物自動車二〇臺以上 ツ合同基準任意組合 一組合 乗用 同二〇 同一トス

6、參加人員

(全員一六〇名)

7、從業員

乗用自動車 五七名(二二會社)

貨物自動車 一〇三名(一組合)

8、店鋪又ハ設備ノ狀況

經營主ハ合同會社ノ重役、事務員、運轉者トナリ從業員ハ合同會社ニ包含シタルモノ、外三十名ハ大陸又ハ軍需工業方面ニ轉職セリ

9、出資方法

個人店鋪ハ之ヲ廢シ總テ會社ニ設備(自動車)ヲ吸收ス

一株五拾圓 五拾萬圓(全額拂込)一會社  
同 三拾五萬圓(同 )一同

同 拾萬圓(全額 )一四同

10、配當方法

乗用車營業權一臺五〇〇圓—七〇〇圓、貨物自動車五〇

○圓一二、五〇〇圓トシ車輶ハ時價ヲ以テ評價シ會社ノ  
株式ヲ交付ス

各會社ノ營業狀況ニヨリ異ルモ大略六分一八分程度ノ配  
當ナリ

5、事業開始年月日

昭和十二年一月

#### 11、實施後ノ狀況

概シテ成績良好ナリ

營業合理化ニヨリ燃料ノ節約三割、人件費三割ヲ減シタ  
リ

#### 四、玉ラムネ製造業者ノ合同製造狀況

1、團體ノ名稱  
昭和會

#### 2、事務所ノ位置

岐阜市室津町二丁目

岐阜縣清涼飲料水工業組合事務所内

#### 3、參加人員

岐阜市玉ラムネ製造業者 六名

#### 4、目的及事業

#### 7、利益ノ分配方法

事業開始前三箇年間ノ實績率ニ依リ配當ス

#### 8、實施後ノ狀況

成績極メテ良好ニシテ昭和十五年度ノ製造高九十萬本、  
利益金六千圓ヲ擧ケタリ

#### 9、其他参考事項

原料入手難ニ對スル生産合理化ト同業者間ノ軋轢緩和ヲ  
計ル目的ヲ以テ玉ラムネノ合同製造及共同販賣ヲ爲ス

5、事業開始年月日

昭和十二年一月

#### 6、經營方法

六名中三名宛隔年毎ニ一定價格現在(一本參錢四厘)ニテ  
下請製造セシメ製品ハ共同販賣スルモノトス(現在ノ販  
賣價格一本四錢參厘運貨ヲ含ム)然シテ實際ハ一箇年間  
休止セル工場ヲ再使用スル場合ハ瓦斯ノ漏洩其他機械ニ  
サルヲ以テ休止者側ヨリノ希望ニ依リ特定ノ三名カ引續  
キ製造シ休止者ハ主トシテ配給ニ携リ居レリ

今後ハサイダー製造ニ付テモ本經營方法ヲ採用スヘク計  
畫中ナリ、縣下高山市内業者二名モ本經營方法ニ依リ製  
造販賣シ居レリ

#### 品種別商工業組合數調

昭和十六年七月二十日現在

業種別	商業組合	工業組合
織維關係	六	織維關係
食料品關係	三	紙及紙製品關係
穀物關係	二	紙及紙製品關係
金屬機械器具關係	一	金屬關係
茶葉關係	一	茶葉關係
運輸關係	一	木工業關係
森林關係	一	食料品關係
層物關係	一	其ノ他
其ノ他	一	計
計	五	三七六

備考 右ノ外申合セ商工業組合其他ノ經濟團體八二團體アリ

支那事變勃發以來我が經濟界は烈しい變化の過程を辿つ  
た。殊に支那事變が長期化し、昭和十四年九月第二次歐洲  
戰亂が口火を切つてからは、我が經濟界は直接間接之が影  
響を蒙ること、なり我が戰時統制經濟は漸次本格化した。  
即ち同年十月九・一八價格停止令が發布されたのを契機と  
して諸物資統制もより一層高度化され、國內經濟も自由主  
義經濟體制から戰時統制經濟體制確立へと飛躍的發展をな  
したのである。更に昭和十五年秋日獨伊三國同盟成立以來  
支那事變は最早や東洋的規模に於てではなく、世界的規模  
に於てのみ解決さるべき運命を擔ふこととなつた。即ち我  
が經濟界は一方に於て東亞建設を爲しつゝ而かも之と同時  
に複雜微妙なる國際情勢に具へて高度國防國家體制を確立  
するため、國內經濟を再編成生産力擴充に一途邁進せねば  
ならなくなつたのである。

斯かる政治經濟的一大激變期に際し、商工會議所の使命  
乃至役割も當然變化せねばならなかつた。所屬地域内に於

ける商工業者の社交機關的役割又は自由主義的自己擁護の代辦者として當局に陳情建議したことは今や昔の夢となつた。商工會議所は政府の戰時統制經濟遂行に積極的に協力し商工業者乃至その團體を正しく指導するための機關であると同時に、經濟諸團體の横の綜合連絡機關として之等諸團體の正しき實情を政府諸機關に反映せしめ戰時統制經濟の圓滑な運行を圖るべき重大使命を有するに至つたのである。斯る使命を商工會議所に與ふる爲には現在の機構そのものを根本的に改革する必要があることは夙に各地の商工會議所當事者の等しく認むる所であつて、所謂經濟會議所法案の議會通過を熱心に要望し來つた所以である。

昭和十五年度通常議會には他の重要案件附議のため、遂に右法案は實現を見なかつたのであるが、吾々は右法案の發布を俟つ迄もなく緊迫せる現下諸情勢に對し決して拱手傍観を許さぬのである。現在の機構の下に於ても之を百方驅使して、自己に課せられた經濟諸團體の綜合的連絡機關たる使命を達成すべきである。斯の如き信念の下に本所は過去數箇年を戰ひ抜いて來たのであるが、今之が成果

を概觀し冷靜に自己批判をすると共に將來の飛躍に資したいと思ふ。

昭和十二年事變勃發と同時に我が經濟は戰時體制に入つた譯ではなく、同年の暮に暴利取締令の一部改正により適用品目を擴大すると共に翌十三年五月になつて初めて物價統制に手を付けることとなり物價委員會令を公布し最高販賣價格を指定することとなつたのである。併し取締官廳は物價問題に對しては全く經驗もなく、自信も平かつたので此の初期に於ける物價統制に於て本商工會議所は陰に陽に民間唯一の有力なる物價問題に關する諮詢機關としての役割を果したのである。即ち暴利取締令適用物資の物價調査又は指定さるべき物價の基準となるべき物價市況等の詳細なる調査、更に地方物價委員會又は専門委員會の構成等に本所は、その機能を擧げて物價問題に全力を盡したのである。物價統制はかくの如く出發したが物資統制は昭和十二年第十七十二議會に於て「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」が通過成立して以來、同法に基き同年十月に鐵鋼工作物築造許可規則が出たのを始めとし各種物資統制關

係諸法令が出たのであるが、本格的且全面的に物資統制に乗り出したのは昭和十三年七月以降である。

斯くて統制經濟の進展に伴ひ之が直接的影響により商工業者は之に順應するため或ひは自己業種の収益擁護のため夫々個人經營の無力なるを自覺し商工業組合の形態により團體組織を結成する氣運が濃厚となつた。商工業組合法は共に舊時代の產物であつて、元より戰時經濟に適應したものではなかつたのであるが政府も暫時之を利用することにより中小工業を統制せんとしたし、商工業者も亦之を利用して統制經濟に處し之より來る個人に對する壓迫を免れると共に經營を合理化しようとしたのである。斯くて昭和十三、十四年の二箇年は商工業組合の設立は未曾有の多數に上つたが、本所は此の時代の要求に應へ之等組合の設立指導に全力を擧げたのであつた。此の時期に於いては商工會議所は宛も組合設立引受所の觀さへあつたのである。然し今日靜かに此の時代を省るとき指導的地位にあるべき商工會議所としては、餘りに事務的指導の如き末節に惰した觀があるのである。會議所としては單に組合設立指導のみに

引づられることなく、もつと組合事業の内容に、又は統制經濟の進行と組合事業との關聯に重點を置き、統制經濟の全體的觀點から之等組合を指導すべきではなかつたか？、果せるかな、今日之等濫立組合の整備統合時代の到来を前にして一層この感が深いのである。この拙速的實行時代の氣運に對して斯の様なことを求めるのは、或ひは無理であるかも知れぬが、いづれにせよ、本所は此の時代を通じて商工業組合の設立を通じて之等團體と連絡を有するに至つたことは、必然の道程であると共に、その後に於ける商工會議所の活動に對して、一應の基礎を作つたといふ意味に於て、結局このことは思ひがけぬ好結果を齎したものと言へよう。

昭和十五年に入つて、七月には彼の七・七禁令と暴利行為等取締規則が發布され、未だ多く自由主義的殘滓を有し覺醒する色なき國內經濟界に對する一大刺激を與へた。七・七禁令の岐阜市商工業に與へた影響は本所の調査によれば大體次の如くであつた。

## 七・七禁令二件フ影響調（本所調査）

品別 本則實施當時手持數量(七月七日) 八月二十日現在

品別	數量	價格	數量	價格
織維製品	九三・九〇	一六六三四六	八四・八七	一五〇三・二七
雜品	二・八三・六九	九九三・九九	二二〇六・一〇五	八五八・四六
計	三・九六・七八	二・六五七・四五	二二九三・二五	二・三一・六三

之に對して本所は縣調整課と連絡して之が趣旨徹底と解釋の適正を期する爲め數次に亘り關係業者の懇談會を開催した。一方暴利行爲等取締規則の實施により、凡ゆる物品は公定、協定、停止、新製品、許可價格等の表示をすることが、なつたので、前年後期以來著しき騰勢を示した物價に影響されて、九・一八停止品ですら最早停止當時の價格を維持することは困難となり、丸停と稱するも眞の丸停ではなくくなつたので早急協定價格を申請し安全なる取引をなす必要が生じたのである。かくて本所は斯かる業界の状勢に對應して、七月には縣竝商工業組合と協力し岐阜縣織維品統制聯盟を、八月には岐阜縣雜品統制聯盟を組織し、兩者共聯盟會長には本所前會頭武藤嘉門氏が就任され、事務局

又之に協力し協定價格の早急認可に力めたのである。本年四月迄に兩聯盟の認可を受けた協定價格總點數は左の如くである。

織維品 一二・九一三點(外ニ二六、四二四點)  
雜品 二三・八二〇點

物價問題に對して本所の爲した活動は斯の如くであつたが、物價問題と相關聯して物資配給統制も漸次高度化し、單に工業用物資のみならず生活必需品の切符制にまで進展するに至つたので、之に伴ひ配給上各種の問題を生ずることとなつた。依て本所は各種物資の配給統制上に於いて障害となつてゐる諸問題を調査検討し、之が適切なる打開策を考究するため、昭和十五年度の事業の一として特定物資を中心としその關係組合當事者の懇談會を計畫したのである。即ち織維品、雜穀、砂糖等を中心と數回之を開催したのである。尙その他の物資に就いても逐次開催する豫定であつたが、織維品懇談會から織維品統制聯盟が生れ、七・七禁令懇談會から雜品統制聯盟が生れるに及んで、この方の組織事務が一時に殺到したため、殘念乍ら物資別懇談會

は一時中止するの外はなかつたのである。

斯の如く物資物價統制の高度化につれて、國內中小商工業は國家の要求する産業へ再編成を要請することとなり再編成は更に新たなる角度より轉失業問題を生じつゝあつた。而かも昭和十五年秋以後の段階に於ける轉失問題は、從來のそれより遙かに廣範圍に、質的には全く異つたものであり、その解決も從來の如く單に軍需輸出、代用品各工業に轉換せしむることのみにては到底不十分であり、より根本的な國家的對策を要求するに至つたのである。本市商工業者の中、配給物資の減少により直接間接に轉業の必要に迫られつゝあつたのに引換へ、政府では之が明瞭適確なる對策も未だ明示されなかつた。茲に於て本所は轉業對策懇談會を開催し業者の眞に求めつゝあるものが奈邊にあるかを知悉すると共に縣當局の意向を業者に知らしめたのである。

昭和十五年秋、政府は國民職業指導所、國民更生金庫、國民訓練所の三大施設を爲し之に對處することとなり、漸次之が具體化を圖りつゝあつたが、轉業に際して政府は業

者の自主的態度を要請したにも拘はらず高度國防產業建設のため整理合同をなすべき業種の範囲又は轉業すべき業種の限界に付いては經濟新體制確立要綱發表後に於ても何等具體的に指示する所がなかつた。且つ一方中小商工業者自體に於ては、重點主義物資統制に依る原材料の入手難、延いては製品仕入難、公定價格の全面化による利潤率の減少將來の見透難等惡條件に壓迫され乍らも尙且つ執拗に現状維持的口和見的態度を捨てず、國家の要請する産業の方向に自ら積極的に轉業し或は企業の合同を爲さんとする氣魄に乏しかつたのである。却つて統制に依る利潤率の減少を生產、卸、小賣の一貫的經營によつて、或ひは取扱品目の範囲の擴大即ち百貨店的經營によつて補はんとするに至り同業相食む様相を呈したのみならず、生産者團體、消費者乃至需要者團體等の配給部門進出を見ることとなり、茲に物資又は商品の横流れによる物資の偏在と生産、配給、消費各部門の著しき不圓滑を生じたのである。昭和十六年一月九日政府が全國經濟部長會議に於いて、配給機構整備方針を具體的に指示したのも亦宜なる哉である。本所はかく

て物價問題、物資配給問題、企業合同、轉業問題、中小商工業問題特に配給機構問題等を中心として、懇談會に、商工月報の利用による業者の指導啓蒙に、或ひは陳情建議等により商工業者の正しき實情を當局に訴へると共に、政府指導方針の普及徹底を圖り來つたのであるが、一方日本商工會議所に對して當地方に於ける此種問題に對する具體的事實並に本所の意見を絶えず反映せしむることに力め來つたのである。

斯かる諸状勢の中に本所は議員改選期を迎へ昭和十六年三月二十五日より四日間に亘り翼賛選舉を執行し、この未曾有の重大時機に對處して商工會議所の機能を最高度に發揮すべき氣鋭の新議員を左の通り選舉したのである。

岐阜商工會議所議員

薪	炭	商	同	高野町一丁目	篠	田	勝	三
紙	商	同	玉	井	合名會社松井商店代表者	岐阜市神田町八丁目	渡部寅吉	所
足袋製造業	同	加納	町	松井三治郎	岐阜足袋株式會社代表者	岐阜市神田町八丁目	渡部寅吉	氏
同	西廣江	櫻	宮嶋助三郎	井	岐阜足袋株式會社代表者	岐阜市神田町八丁目	渡部寅吉	名
洋服商	同	井	英一	田中實司	岐阜足袋株式會社代表者	岐阜市神田町八丁目	渡部寅吉	所
若宮町五丁目	田中實司	英一	同	高野町一丁目	篠	田	勝	三
若宮町五丁目	田中實司	英一	同	高野町一丁目	篠	田	勝	三
同	同	同	同	高野町一丁目	篠	田	勝	三
同	同	同	同	高野町一丁目	篠	田	勝	三

かくて新時代に處すべき體勢を全く整へた本所は、先づ調査部會に貿易、振興の二部を新設して、從來の商業・工業・理財・交通、觀光の五部に加へて七部とすると共に、一方下部組織を有せざる會議所の現機構の缺陷を補ひ、岐阜市内の商工業組合との緊密な連絡を保持する爲め、七月時局對策委員會を設置した。更に本所商工相談所の街頭進出を爲し、議員自らが第一線に乗り出し切迫せる諸問題の解決に當らんとし、之が出張所を夫々商工業組合事務所に設置することとなつたのである。今後本所は會頭、議員、事務局一體となりこの時局對策委員會と商工相談所出張所に全智全能を擧げて活動を展開するであらう。重ねて言ふ曩に經濟會議所法は暗に葬られ、未だ各種統制團體の綜合連絡機關設置に關する法令は出來ないけれども、吾々會議所人は現在機構の下に於ても之を百方驅使して、經濟問題に關する正しき上意下達と下意上達の使命を果さねばならぬと信ずる次第である。

# 時局對策委員會設置趣旨

戰時統制經濟ノ強化進展ニ伴ヒ、商工會議所ノ機能發揮ハ  
益々要請サル、ニ至ツタ。然ルニ昨年議會ニ於テハ經濟會議所法案ハ未提出ニ終リ商工會議所法ハ唯單ニ部分的改正ヲ見タニ止マリタル結果、統制經濟ニ即應シ地域的商工團體ノ綜合機關トシテ充分ニ活動スペキニハ現下ノ商工會議所機構ハ餘リニモ非組織的デアル、各種經濟團體ト有機的關係ヲ有タス現機構ハ兎モスレパ會議所ノ存在ヲシテ遊離シタモノタラシメテ居ル。然シ吾々ハ現在ノ機構ノ下ニ於テニ之ヲ百方驅使シテ經濟新體制ニ即應シタル積極的活動ヲ展開スベキデ徒ラニ拱手傍観スルコトトハ許サレスノデアル。故ニ今回本所ニ常設的機關トシテ時局對策委員會ヲ新ニ設置シ山積セル統制諸問題ノ實情ヲ檢討番議スルト共ニ之ニ對處スペキ積極的對策ヲ講ジ我ガ商工會議所ノ將來進ムベキ途ヲ打開シタイト考ヘル。時局對策委員會ハ本所議員竝ニ關係商工業組合幹部ヲ以テ之ヲ構成シ物資 物價統制問題ヲ中心トシ諸般ノ時局商工業問題ニ對スル對策ヲ

審議決定シ之ガ實踐ハ商工會議所ヲシテ行ハシメ指導官廳

ノ指導方針ヲ各商工業團體ニ徹底セシメルコトニ協力スル

ト共ニ、各種團體ノ意見要望ヲ打ツテ一丸トシ強力ナモノ

トシテ上部ニ反映セシメ以テ眞ニ綜合機關タル機能ヲ發揮

セシムル意圖ノ下ニ設置シタイト考ヘル。從來ノ如キ龍頭

蛇尾ノ御座ナリ的委員會ニアツテハナラス。經濟新體制ノ

活潑ナル動キハ商工會議所ヲシテ綜合機關トシテ活用スル

方向ニ反スルモノヲ示シツ、アルトキ吾等商工會議所關係

者ハ之ガ方向ヲ嚴ニ監視スルト共ニ會議所自ラノ存在ヲ主

張スペク積極的活動ヲ展開スル外途ナシト考ヘル。此ノ意

味ニ於テ時局對策委員會ノ活動ハ商工會議所ノ將來ニ對シ

重大意義ヲ有スルト信ズル次第デアル。

## 岐阜商工會議所

### 時局對策委員會規程

第一條 本委員會ハ岐阜商工會議所時局對策委員會ト稱ス

第二條 本委員會ハ戰時經濟ノ遂行ニ協力スル爲官民ノ意

第七條 日用生活品對策委員會ハ纖維、食糧、資材以外ノ  
生活必需品ノ生產配給消費ニ關スル統制ノ圓滑ナル對策  
ヲ審議スルモノトス

第八條 本委員會必要アリト認ムルトキハ第二條ノ目的ヲ  
達スルタメ物價統制上必要ナル統制機關ヲ設置シ縣當局

ト連絡ヲ圖ルモノトス物價統制機關ノ設置ニ關スル規定  
ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 第四條乃至第七條ノ各委員會ハ本所議員ノ中ヨリ  
之ヲ選任ス但シ必要アルトキハ當該業者及學識經驗アル  
者ノ中ヨリ専門委員若干名ヲ委嘱スルコトヲ得

第十條 本會ニ會長一名、副會長二名ヲ置ク

會長ハ本所會頭ヲ以テ之ヲ充テ副會長ハ本所副會頭ヲ以  
テ之ニ充ツ

第十一條 第四條乃至第七條ノ各委員會ニ委員長一名、副  
委員長一名、委員若干名ヲ置ク

委員長及副委員長ハ委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第十二條 各委員會ハ毎月一回定例的ニ之ヲ開催ス但シ緊  
急ノ必要アルトキハ委員長隨時之ヲ招集スルコトヲ得

### 時局對策委員會運用方針

第一、委員會ハ毎月定例的ニ之ヲ開催コト

顧問ハ各委員ノ意見ヲ徵シ會頭之ヲ推薦ス

二、專門委員ハ特別委員會又ハ必要ノ都度參集ヲ求ムルコ  
ト

思ノ疎通ヲ圖リ實情ニ則シテ經濟統制ノ圓滑ナ運用就中

物資並物價統制ノ適正ヲ期スルト共ニ時局商工業對策ヲ

審議研究スルヲ以テ目的トス

第三條 本委員會ハ左ノ包括的專門委員會ヲ以テ之ヲ組織

ス

一、纖維對策委員會

二、食糧對策委員會

三、資材對策委員會

四、日用生活品對策委員會

第五條 食糧對策委員會ハ一般食糧ノ生產、配給、消費ニ  
關スル統制ノ圓滑ナル運用ニ必要ナル對策ヲ審議スルモ  
ノトス

第六條 資材對策委員會ハ一般金屬品並木竹材、窯業品等  
住居關係物資ノ生產、配給、消費ニ關スル統制ノ圓滑ナ  
ル運用ニ必要ナル對策ヲ審議スルモノトス

第七條 各委員ノ審議又ハ決議シタル事項ニシテ關係諸  
官廳ニ對シ建議又ハ要望スペキ事項アルトキハ本所ヲ通  
ジ之ヲ爲スモノトス

第八條 各委員會ハ當時各關係商工業組合ト緊密ナル連  
絡ヲ保持シ委員長必要アリト認ムルトキハ當該業種別商  
工懇談會ヲ開催スルコトヲ得

第九條 各委員長必要アリト認ムルトキハ各委員會ニ小  
委員會又ハ臨時特別委員會ヲ設タルコトヲ得

第十條 會頭必要アリト認ムルトキハ各委員會ニ共通ス  
ル事項ヲ審議スル爲聯合又ハ綜合委員會ヲ開催スルコト  
ヲ得

第十一條 本委員ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第十二條 顧問ハ各委員ノ意見ヲ徵シ會頭之ヲ推薦ス

三、各委員長ハ議事録ヲ作成記録シ置クコト

四、必要アル時ヘ隔月一回程度各委員長會議ヲ開催スルコト

五、各委員會ハ當該關係専門議題ヲ中心トシ當該關係委員會委員長ノ名ニ依リ之ヲ招集シ理事ヲ參與トシ出席セシムルコト

六、各調査部會ニ於ケル一般議題トナリタル事項ニシテ専門的事項ニ付テハ關係委員會ト連絡シ之ガ意見ヲ諸ルコト

七、委員會ヘ原則トシテ毎月一定日ニ之ヲ開催スルモ議題ナキトキハ休會トスルコト

八、委員會ノ決議事項ニシテ商工會議所事務局ニ於テ直チニ實施スル要アルモノハ理事ヲ通ジ事務局ニ命ジ上級官

公署ニ對シ建議又ハ陳情ノ要アルトキハ本所役員會又ハ總會ノ附議ヲ經テ之ヲ實施スルラ原則トシ委員會自體ニ於テ直接實施セザルコト

九、各委員會又ハ特別委員會ニ於テ所屬關係官ノ臨席ヲ求ムル要アルトキハ委員長ヘ商工會議所事務局ニ連絡シ係

官ノ派遣ヲ求ムルコト

十、業種別又ハ物資別懇談會ハ必要ノ都度之ヲ開催スルモ右ニ際シテハ本所側關係委員並組合側關係委員相連絡シテ之ヲ開催スルコト、シ委員ニ非ラザル組合幹部ヲモ餘り多數トナラザル範圍内ニ於テ成ルベク出席セシムルコト

十一、當該委員會ニ關スル専門事項ニシテ調査又ハ研究ヲ要スルモノアルトキハ所屬各委員へ責任ヲ以テ之ガ調査又ハ研究ヲ爲シ委員會ニ報告スルコト

## 岐阜商工會議所商工相談所

### 出張所設置趣旨

本所商工相談所ハ本年度事業計畫トシテ、中小商工業ノ再編成ノ過程乃至結果トシテ必然的ニ解決ヲ要スベキ企業合同、轉業等ニ關スル凡ユル方面ノ指導・斡旋ニ重點ヲ置グ方針ナルモ、商工相談所從來ノ業績ニ鑑ミルトキ相談ノ爲來所スル業者ノ餘リニモ僅少ナルヲ甚ダ遺憾トスル次第デ

アリマス。故ニ本年度ニ於テハ本所議員・事務局・嘱託員ノ全力ヲ擧ゲテ街頭第一線ニ進出シ時局下一大岐路ニ立テル中小商工業者ノ切實ナル經濟問題・生活問題ヲ取上げ、之ヲ解決すべく指導・斡旋ニ全力ヲ注ギタイト考ヘマス。元ヨリ吾々ノ力ハ微力デハアリマスガ從來ノ如ク會議所ヲ名目的存在ニ止マランムルコトナクソノ機能ヲ最大限ニ發揮シ實踐ヲ以テ第一義トシ、自己ノ職域ノミニ拘泥スルコトナク、協力一致會議所ヲシテ有終ノ美ヲ收メシムルヤウ各位ノ御援助ヲ切ニ御願シテ已マナイ次第デアリマス。

## 岐阜商工會議所

### 商工相談所出張所規約

第一條 本出張所ハ岐阜商工會議所商工相談所出張所ト稱シ(以下單ニ出張所ト稱ス)時局下商工業ノ再編成並ニ企業合同・轉業ニ關スル調查指導斡旋及一般商工經營等ニ關スル相談ニ應ズルヲ以テ目的トス

第二條 商工相談所出張所ハ岐阜商工會議所議員ノ所屬ス

ル組合ノ事務所内ニ之ヲ設置スルモノトス但シ希望アルトキハ議員ノ自宅ニ之ヲ設置スルコトヲ得

第二條 本出張所ヲ設置セントスル組合ハ出張所設置申込書(別記様式)並ニ定款又ハ規約及組合員名簿ヲ添ヘ本商工會議所ニ申込ムモノトス

前項ノ申込アリタルトキハ會頭之ガ諾否ヲ決定シ其ノ旨ヲ所屬議員ヲ經テ當該組合ニ通知スルモノトス

第四條 出張所ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、時局經濟下ニ於ケル中小商工業諸問題並ニ一般商工業經營ニ關スル相談斡旋

二、中小商工業者ノ轉業ニ關スル調査・相談・斡旋

三、其他一般商工相談並ニ商工相談所ノ目的達成ニ必要ナル事項

第五條 各出張所事務ヲ處理スルタメ商工相談所ニ左ノ役員ヲ置ク

委員長 一名  
副委員長 一名

委員

若干名

第六條 委員長ハ各出張所ノ事務ヲ統轄ス

委員長ハ各出張所關係議員中ヨリ會頭之ヲ委嘱ス

第七條 副委員長ハ岐阜商工會議所理事ヲ以テ之ニ充ツ

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ出張所事業ノ計畫及實施ニ參

計畫ス

第八條 委員ハ各出張所關係議員ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ委員長、副委員長、指導員ト連絡シ當該組合ノ商

工相談ヲ主宰スルモノトス

第九條 商工相談所ハ各出張所又ハ各委員ト連絡シ商工相

談事項アルトキヘ毎月一回若シクハ二回各出張所ニ指導

員又ハ參與ヲ出張セシムルモノトス

第十條 出張所ノ相談時間ハ日曜、休日ヲ除キ午後一時ヨ

リ午後四時迄トス但シ出張所ノ都合ニ依リ伸縮スルコト

アルベシ

第十一條 出張所相談日以外ニ於ケル相談ハ當該組合ヨリ

關係委員又ハ本所ニ直チニ連絡シ之ガ斡旋ニ努ムルモノ

トス

談會又ハ研究會ヲ隨時開催ス

出張所ニ於ケル相談事項ニシテ急速解決困難ナル問題ア

ルトキハ關係委員、指導員ヲ中心トシ相談事項ヲ調査研

究シ之ガ解決ニ努ムルモノトス

第十三條 當該組合懇談會、研究會、講演會等ヲ開催スル

トキハ本所ヨリ資料ノ提供、講師ノ斡旋、指導員ノ派遣

其ノ他ノ便宜ヲ圖ルモノトス

第十四條 出張所經費ハ特殊ノ場合ヲ除キ岐阜商工會議所

商工相談所費ヲ以テ支辨ス

第十五條 委員ハ關係組合ニ於ケル商工相談ノ概要及要轉

業者ノ狀況又ハ失業狀況、轉業狀況或ハ一般組合員ノ經

營概況等ヲ責任ヲ以テ調査シ毎月末迄ニ之ヲ本所ニ報告

スルモノトス

第十六條 前掲各條以外ノ事項ハ岐阜商工會議所ノ諸規程

ヲ準用ス

1、物資物價對策

2、企業合同對策

3、轉失業對策

4、整備給機構

5、各種組合ノ指導

6、其ノ他一般

(商工、貿易)

イ、各種組合ノ設立事務指導

イ、各組合ノ實情動向ノ調査研究

イ、組合間ノ斡旋、連絡

イ、各調查部會ノ研究

イ、時局對策委員會ノ活動

イ、職員事務研究會ノ開催

イ、各組合ノ整備狀況調査

イ、金融ノ斡旋

イ、國民職業指導所其ノ他關係團體トノ連絡

イ、轉失業狀況調查

イ、合同狀況調查

イ、懇談會ノ開催

イ、各組合ノ實情動向ノ調査研究

イ、時局對策委員會部會ニ依ル對策樹立

イ、新商業道強調運動

イ、各組合ノ實情動向ノ調査研究

イ、組合間ノ斡旋、連絡

イ、各調查部會ノ研究

イ、時局對策委員會部會ニ依ル對策樹立

イ、職員事務研究會ノ開催

イ、各組合ノ實情動向ノ調査研究

イ、時局對策委員會部會ニ依ル對策樹立

イ、新商業道強調運動

イ、各組合ノ實情動向ノ調査研究

イ、時局對策委員會部會ニ依ル對策樹立

イ、新商業道強調運動

最後に本所が昭和十六年一月以降日商其他關係要路へ時局下經濟問題に付答申陳情したる件名を擧げ参考に供することとする。

件	名	提出月日	提出先
現行物價統制ニ關スル件	一月六日	日本商工會議所	岐阜市、三重縣南牟婁郡阿
田和町間長距離電話架設方	二月四日	名古屋遞信局長	岐阜市
陳情ノ件			
産業組合又ハ購買組合ノ新設ニ關シ陳情ノ件	二月七日	岐阜縣知事	岐阜市
重大時局ニ對處スヘキ經濟政策ノ根本的調整ニ關スル件回答	三月一日	經濟部長	岐阜縣知事
配給機構整備竝ニ商業組合再編成方針ニ關スル件回答	三月一日	商工課長	日本商工會議所
産業組合課長	日本商工會議所	調整課長	日本商工會議所
重大時局ニ對處スヘキ經濟政策ノ根本的調整ニ關スル件回答	三月一日	日本商工會議所	日本商工會議所
配給機構整備ト免許制ニ關シ要望ノ件	六月十日	西日本商工會議所	家庭用砂糖配給割當是正ニ關スル件回答
配給機構不圓滑ニ關シ要望ノ件	六月十日	西日本商工會議所	味噌及醤油ノ需給對策ニ關スル件回答
配給機構整備ト免許制ニ關シ要望ノ件	六月十日	西日本商工會議所	味噌及醤油ノ需給對策ニ關スル件回答
中小商業對策ニ關シ要望ノ件	六月十日	西日本商工會議所	味噌及醤油ノ需給對策ニ關スル件回答
岐阜縣信用販賣購買利用組	六月十六日	岐阜縣知事	中小工業對策ニ關スル件回
商業部協議會			日本商工會議所

合聯合會ノ味噌溜醸造計畫			中小工業對策ニ關スル件回
ニ關スル陳情書副申ノ件			會社經理統制令ニ關スル件回
中小工業對策ニ關スル件回	七月五日	日本商工會議所	三月廿四日
答	七月五日	日本商工會議所	日本商工會議所
商工農林「配給機構整備ニ關スル件」ニ關スル件回答	七月五日	日本商工會議所	四月廿二日
物價政策ノ根本的検討ニ關スル件回答	七月七日	日本商工會議所	日本商工會議所
スル件回答			日本商工會議所
健康保険制度ノ改正ニ關スル件回答	七月十五日	日本商工會議所	日本商工會議所

## 四、觀光施設

### 一、長良川の鵜飼

岐阜市には金華の翠巒と長良の清流があり、其處には河鹿が鳴いてゐる。俗謡の「岐阜は良いとこ金華山の麓、小田の蛙が寝て聞ける」は良く岐阜市が山紫水明の勝地であることを物語るものである。此の風光を背景として行はれ

る長良川の鵜飼は世界一景、天下の奇觀として名聲噴々たるものがあり、年々内外貴賓の御台覧の光榮に浴してゐるのは洵に觀光岐阜市の誇りである。其の起源は古く今より一千餘年前延喜年間に始まり、毎年五月十一日より十月十五日迄満月の夜と雨後の濁出水の時を除き毎晩行はれる。鵜船は六艘であつて各船には鵜匠一人、中鵜使一人、船頭二人乗込み、鵜匠は風折烏帽子や腰蓑を着けて舳光に篝火を焚きながら十二羽の鵜を使ひ、中鵜使は中央で四五羽を使ひ、ホウ〜の聲、舷を叩く音も勇しく、手繩捌きも鮮かに鵜を自由に活動せしめつゝ點を獲る光景は極めて壯觀にして而も古典的雅致の掬すべきものがある。明治二十三年十二月長良筋古津外二箇所に御獵場を定め給ひ、獵場監守長、同監守、鵜匠小頭竝に鵜匠を置き、宮内省主獵寮に隸屬させ、毎年夏期に數回主獵官が來駆して御料鵜飼を行し、供御の鮎を奉送することになつてゐる。

岐阜市に於て觀光客の爲めに、鵜飼遊覧船の直接經營をなし、現在五人乗り以上三十人乗りまで合計六十七艘の極めて瀟洒な屋形船の設備をもつてゐる。長良橋南詰に遊船

事務所を設け、鵜飼時期である五月十一日より十月十五日まで満月の夜及洪水時を除いた毎晩其の需めに應するもので、料亭若くは旅館からの注文は勿論或は直接同事務所への注文にも應することとなつてゐる。其の船中には湯茶及座蒲團等の設備がある。日没頃より隨時漕ぎ出で、長良川の清流を溯上し、金華山麓に繫船して涼を納れ、夕暗迫れば岐阜提灯を吊し、船中己が持し晩餐を攝つて鵜船の下り来るを待つのである。此間河鹿の鳴く音を聞くのは床しいものである。艤がて上流より下る鵜船の焚く篝火が天を焦し水に映する様は宛然一幅の活畫である。斯くて鮎を漁しつゝ下航し来る鵜船の接近につれ、鵜匠の鶴を勵ましながら漁る枝の巧妙さを賞嘆しつゝ、鵜船と共に下るは實に興趣の盡きぬものがあらう。因に遊覧船の使用料は船夫付で左の通りである。

#### 遊覧船使用料

五人 乘	四・〇〇
八人 乘	七・〇〇
十人 乘	八・五〇

十四人 乘	三・〇〇	十五人 乘	三・〇〇
十八人 乘	五・〇〇	二十人 乘	七・〇〇
廿五人 乘	八・〇〇	三十人 乘	三五・〇〇
特別舟人 乗	三〇・〇〇	乗合船(一名)	〇・八五
百名以上 の團體	二割引		

城址は海拔三百四十一米餘、綠樹鬱蒼たる金華山の絶頂にあり、往昔織田信長の居城であつた遺跡であつて、慶長七年徳川氏之を毀却してから風沐雨打茲に三百有餘年。然れども廢疊殘礎今猶存して古英雄當年の壯圖を物語つてゐる。明治四十三年岐阜保勝會が舊城址に新に模擬天主閣を築き往時を彷彿せしめ且つ高さ十米餘の鐵柱を建て題して古城址と云ふ。此所に賣店休憩所を設け登山者の便を計つてゐる。

天主閣上の眺望は濃尾平野を一眸に收め、西には伊吹山

北には遠く白山、御嶽、東には惠那の高峰を雲表に望み、木曾、長良、揖斐の三大川を煙霞の間に數へ、大垣、犬山兩城を指呼の間に控へ、更に雲煙を距て名古屋城頭金鱗の輝くを認むることが出来る。百花爛亂の春の眺め、萬頃黃稻の秋の色、玉瓦銀屋の冬の岐阜市街等四時の風物一として詩料とならないものはない。更に金華山は峰巒の美と展望の佳とを以て稱せられるばかりでなく、學術上に於ても亦重要な地位を占めてゐる。即ち斧鉢の厄に逢はない原始林を有するを以て此處に棲息し繁茂する動物、植物には他に索め難き珍種も専くない。

#### 金華山麓遊園地

(市電長良橋下車)

岐阜市は山麓道路を開鑿して、鵜飼觀覽及び勞せずして深山の幽寂を味ふに足る施設をなした。即ち公園から山添ひに長良川を左方に見て、進めば椎櫻の巨木の林下を通じ小谿あり、美泉あり、飛瀑あり、小亭あり、絕壁あり、而も清流は脚下を流る。實に天下有數の清境で近時ハイキングコースとして盛に利用されてゐる。

#### 板垣伯遭難の跡

(市電公園下車)

岐阜公園正門を入れると、噴水塔の東方に英姿颯爽四邊を拂つて立てる銅像は維新の元勳板垣伯のそれである。想起すれば明治十五年四月六日自由黨總理板垣退助氏は全國遊説の途次岐阜に來り、厚見郡富茂登村神道中教院(現岐阜)に開催された自由黨懇親會に臨んで、舌端火を吐く愛國の熱辯を揮ひ、黃昏退席せんとして玄關を降るや、黨員等に混りて之を見送るが如く見せかけてゐた愛知縣愛知郡田代村士族相原仙吉長男尚斐(當時二十七)(年十ヶ月)は、矢庭に躍り出で短刀を以つて總理の胸部其他へ斬りつけたが、斯くと見るや側近にゐた内藤魯一、後藤秀一等に捕へられて目的を果さなかつたもので、彼の「板垣死すとも自由は死せず」の名臺詞は此の刹那に叫ばれたもので、板垣伯遭難の跡には石標を建て、岐阜保勝會では此の日を長へに記念すべく毎年四月六日銅像の前で記念祭を舉行してゐる。岐阜公園は實に我が國憲政發祥の地とも云ふべきである。

## 崇福寺（市電長良橋下車）

長良橋より約三丁市内長良にある。文明元年の草創にして開基は美濃國守護土岐成頼及齋藤左衛門長廣で臨濟宗妙心寺派である。本堂の天井は元岐阜城本丸の床板を移し、其の儘用ひたるもので「崇福寺の血天井」と云はれてゐる。境内に織田信長父子の墓があり、其の他織田氏を語る古文書及器物の藏せらるゝものが多い。又甲州惠林寺で焼殺された快川和尚は此の寺の出身であるが、其の焼殺した信長が光秀に殺され、首を此の寺へ送られて葬られたのも皮肉な因縁である。信長廟は明治維新後、公の偉勳を追慕して造営したもので、長良の名工萬峯の作るところである。

## 名和昆蟲研究所（市電公園前下車）

名和昆蟲研究所は岐阜公園の一隅にある。我が國昆蟲學の權威名和靖氏が、明治二十九年此處に昆蟲研究所を設立し、爾來専らその研究應用と講習に盡瘁し、農作物の害蟲駆除に貢獻された所が尠くない。又特別標本室は大阪朝日

新聞社の寄附に依つて明治四十年五月建設したもので、約一萬數千種二十數萬頭の昆蟲標本を藏してゐる。名和氏は生前藍綬褒章及び同飾版を贈られてゐる。

## 芭蕉翁の遺蹟（市電長良橋下車）

俳聖芭蕉翁行脚の途次、岐阜に足を止め長良川に臨んだ賀島氏の水樓に住み、支那の西湖十勝と瀟湘八景とを併せたる景勝なりとて十八樓と名つけ、十八樓の記をものし「このあたり目に見ゆるものは皆涼し」の一句を遺した。今旅館十八樓の庭前に、高さ約三尺の句碑を建つるも、眞の遺蹟は約一丁西にある。

## 日本一の乾漆佛（市電公園前下車）

市内大佛町にある金鳳山正法寺には日本一の乾漆佛を祀つてある。同寺は黃檗宗宇治萬福寺の末寺で、天和三年廣普和尚の草創に係り、今の大佛殿は明和年間の建立で、堂内には毘盧遮那佛の高さ四丈五尺、額の長さ一丈二尺、耳の長さ七尺、鼻の高さ一尺一寸の大座像を安置してゐる。

而して最も珍しい事は此の佛像全部が籠細工で、これを一切經の古紙を以て張り上げ、それに漆を塗つたと云ふ變つたもので、胎内には更に慈覺大師作と傳へる藥師如來を安置してある。

## 美江寺の觀音（市電今小町下車）

五十瓊敷入彦命、日葉酢媛命、渟髮斗媛命、彦多都彥命の四柱を奉祀し、毎年四月四、五兩日例祭を執行する。境内には櫻樹數百本あり、伊奈波の夜櫻として有名である。社頭には日清日露兩戦役の忠魂碑並に初代岐阜縣知事長谷部恕連氏の記念碑等がある。

## 權現山の時の鐘（市電今小町下車）

金華山の南に連りて市の東方に聳え、氣象信號標の高く建てる山が權現山で、頂上に東照宮を祀つてあるので此の名がある。往時は旗信號を以て伊勢の桑名と米相場の通信をなしたところで一名之を相場山とも稱へてゐる信號標のある所に休憩所があり、展望に富み、四季登山する者が多い。

## 彌八地藏

(市電柳ヶ瀬下車)

彌八町にある。往時加賀野井彌八郎秀望、此の邊りの土地を購つて岐阜町の墓地となし、地藏尊を安置したので此の名がある。今は花柳界の中心地となつて往時の面影を止めぬが、晝夜賽する者が群をなし、香煙燐々として絶へる時がない。

## 篠ヶ谷梅林

(美濃町線梅林下車)

市の東部瑞龍寺山の麓にある。明治初年素封家篠田祐助氏が此地を拓いて私園としたが、其の後之を開放して遊園地としたのである。園内には數百株の梅樹並櫻、紅葉等が混植され枝を曳く遊子が多く、初夏には杜若、秋には萩の幽姿あり、又紅葉によく、冬の雪景又一入で四時清遊の地として著名で「梅が香にのつと日の出る山路哉芭蕉翁」其他百花坊、持園等の句碑が數基ある。

## 長良峠下り

(美濃町線下井見下車)

上流芥見橋から長良橋まで長良峠下りの乗合船が出る。途中の蜿蜒たる清流、兩岸の奇岩、風光見るべきが妙くない、就中土佛の邊りが最もよい。

## 伊奈波善光寺

(市電伊奈波通り下車)

伊奈波神社の一の鳥居の左側にある。天正年中織田信長が信濃の善光寺如來を此地に移し、堂宇を建立したが、其の後豊臣秀吉本尊を京都大佛殿に移し、更に元の信濃に歸したものを後年今地に移したものである。明治二十四年十月の濃尾大震災に焼け、更に假本堂は大正元年九月の暴風で倒壊したが、本堂は其の後再建されたものである。

## 東別院

(市電今小町下車)

淨土真宗大谷派本願寺の別院で俗に東御坊と稱し、權現山麓鷲谷にある。慶長年間旗本坪内氏が東郊新加納に建立したものを見年今の地に移したものである。明治二十四年十月の濃尾大震災に焼け、更に假本堂は大正元年九月の暴風で倒壊したが、本堂は其の後再建されたものである。

## 西別院

(市電泉町下車)

淨土真宗本派本願寺の別院で俗に西御坊と稱し、西野町にあつて市内屈指の巨刹である。明治十一年十月畏くも明治大帝御巡幸の砌り、岐阜に御駐輦あらせらるゝや、當院を以て行在所に充てさせ給ひ、又明治三十一年十一月大正天皇なほ東宮に在はし京都行啓の御歸途、當市に行啓ありて御休泊あらせられた御聖跡である。

## 圓徳寺

(市電金賣町下車)

神田町六丁目にある。本派本願寺の末寺で、慶長五年岐阜落城の際、敗將織田秀信が近臣十四名と共に此の寺に退いて剃髪し、次いで高野山に入つた遺跡で、今猶秀信の畫像・兜及び岐阜城殿中の戸襖其他古文書を多數所蔵している。

## 瑞龍寺

(美濃町線梅林下車)

寺町にある古刹で、美濃國守護土岐成頼の菩提所として

## 金神社

(市電徹明町下車)

金町に鎮座まします。祭神は淳煥斗媛命を主神とし五十瓊敷入彦命、市杵雄命、日葉酢媛命の四柱を祀り、景行天皇二十四年の勅請であると云ふ。先に縣社に列せられた。境内の東北に一個の石がある。土俗「カブラキ」又は御陵とも云ひ、美濃國造物部臣賀夫良命の御墓であると傳へてゐる。尙同所には周圍一丈六寸餘の「賀夫良木の櫻」と云ふ名木があつて、惜しい事には先年枯死したが、七、八年前に根上りの子櫻がすくすくと延びて名木の二代目となつてゐる。

る。

## 鷲山城趾

(市電長良北町下車)

市内鷲山の山上に在る。天文の初の齋藤道三、土岐頼藝を擁して此處に據り、後當國を押領して金華山に築城して移り、嫡子義龍に岐阜城を譲つて自ら當城に退き居城した。弘治二年四月父子長良磧に戦つて道三遂に敗死した。其の墓は同山東方の河原に在つたが流失したので後岐阜常在寺に新たに墓石を建てたのである。

## 織田塚

(市電金寶町下車)

市内元町にある。四方民家を以て囲まれ、只僅かに二本の棕櫚と小五輪塔とがあるばかりである。天文十六年九月織田信長は金華山の齋藤道三を攻めたが戦ひ利らず、戦死するものが非常に多かつた。織田塚は戦後諸卒の遺骸を葬つた所だと云ふ。此塚は元雨天の夜には、怪火燃え土中に鬱の聲が聞えた。土民厚見郡高桑の雲外和尚を請じて頌を作らせ、塔婆を建て懇ろに追善するところがあつたので

て以後其の事が無くなつたと傳へられてゐる。後、金龍上人之を書し石に刻ませたのが今神田町圓徳寺にある。

## 護國神社

(市電長良橋下車)

長良橋より上流約一丁の金華山麓に鎮座します。明治維新以來岐阜市、多治見市、稻葉、羽島、本巣、武儀、郡上、加茂、可兒、土岐、恵那の各郡の區域内出身の靖國神社の祭神を奉祀する。

## 二、岐阜市の觀光諸團體

事務所を岐阜市役所商工課内に置き、會長に岐阜市長、副會長に岐阜商工會議所會頭充たり左の事業を經營してゐる。

一、長良川鵜飼其ノ他名勝並舊蹟及神社佛閣等ノ紹介宣傳

二、觀光客ノ誘致策並之ニ對スル新施設ノ研究及充實改善

三、名産品、特產品、土產品ノ改善並紹介宣傳

四、旅館其ノ他接客施設ノ改善紹介並觀光客ノ案内接遇

五、交通機關ノ整備及紹介

六、其ノ他本會目的達成上必要ト認ムル事業

## 觀光案内所

岐阜驛構内に市設觀光案内所を設けて觀光客の利便を圖つてゐる。

## 岐阜保勝會

事務所を岐阜市役所商工課内に置き、會頭に岐阜市長充たり、市内名勝舊蹟の保全維持、記念祭舉行等に當つてゐる。

434

84

昭和十六年八月十二日初版印刷  
昭和十六年八月十六日初版發行  
昭和十八年四月廿一日再版發行

非賣品

編輯者 岩本藤吉  
發行者 岐阜市長良櫻井町一丁目五番地  
印刷者 岐阜市西野町二丁目一四番地  
印刷所 岐阜市西野町二丁目一四番地  
印 刷 所 (中岐三) 舟橋印刷所  
發行所 岐阜市美江寺町一番地ノ二  
電 話 一、六〇〇番

終